

いわき市環境基本計画 (第三次)

【素案】

いわき市

いわき市環境基本計画（第三次）

第 1 章	序論.....	1
第 1 節	計画策定の背景.....	2
(1)	環境の状況・社会経済情勢の変化.....	2
(2)	「いわき市環境基本計画（第二次）」の目標達成状況.....	5
(3)	市民及び事業者の意識（市民・事業者アンケート）.....	6
第 2 節	計画の基本的事項.....	7
(1)	計画の位置づけ.....	7
(2)	計画の対象範囲.....	8
(3)	計画の期間.....	8
第 3 節	計画策定のポイント.....	9
第 4 節	計画の構成.....	11
第 2 章	計画の目標.....	13
第 1 節	目指していく環境都市像.....	14
第 2 節	環境目標.....	15
基本目標 1	気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】.....	16
基本目標 2	地域内で有効に資源が循環するまち【循環】.....	16
基本目標 3	生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】.....	16
基本目標 4	生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】.....	17
基本目標 5	みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】.....	17
第 3 章	施策.....	19
第 1 節	気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】.....	21
(1)	次世代エネルギー社会の構築.....	22
(2)	徹底した省エネルギーの推進.....	24
(3)	気候変動への対応.....	28
	いわき市地球温暖化対策実行計画－区域施策編－（第三次）＜関連事項＞.....	30
第 2 節	地域内で有効に資源が循環するまち【循環】.....	35
(1)	ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立.....	36
(2)	廃棄物の適正処理.....	40
(3)	まちの美化と不法投棄の防止.....	42

1	第3節 生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】	45
2	(1) 生物多様性への理解の促進.....	46
3	(2) 生物多様性の確保.....	48
4	(3) 自然とのふれあいの機会の創出.....	52
5	第4節 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】	55
6	(1) 大気・水等の保全.....	56
7	(2) 自然災害への対応.....	58
8	(3) 放射性物質への対応.....	60
9	第5節 みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】	63
10	(1) 環境保全活動の促進.....	64
11	(2) 協働による環境保全.....	66
12	(3) 市の率先的な活動の実施.....	68
13	いわき市地球温暖化対策実行計画－事務事業編－＜関連事項＞	70

15	第4章 計画の推進.....	75
16	第1節 目標達成の手法.....	76
17	第2節 環境指標による点検・公表.....	77
18	第3節 計画の見直し.....	77

【参考資料】

市環境基本条例、計画改定の経過、パブリックコメント結果、用語集等を記載する
(改定作業の進展と並行して作成する)。

第1章 序論

第1節 計画策定の背景

- (1) 環境の状況・社会経済情勢の変化
- (2) 「市環境基本計画（第二次）」の進捗状況・目標達成状況
- (3) 市民及び事業者の意識（市民・事業者アンケート）

第2節 計画の基本的事項

- (1) 計画の位置づけ
- (2) 計画の対象範囲
- (3) 計画の期間

第3節 計画策定のポイント

第4節 計画の構成

第1節 計画策定の背景

(1) 環境の状況・社会経済情勢の変化

① いわき市の環境を取り巻く情勢の変化

いわき市の地形は、西部の山地と東部の丘陵地・低地に大別されます。山地は矢大臣山をはじめとした平均700m前後の山々が連なっており、その面積は市域の約70%を占めています。東側の低地は太平洋に面して平野が開け、夏井川、鮫川等の河川が阿武隈高地から市域を貫流し、太平洋に注いでいます。

年平均気温の平年値は約13℃、年間降水量の平年値は約1,400mm、年間の日照時間は2,000時間を超え、積雪は年1～2回観測される程度で、県内でも温暖で過ごしやすい地域となっています。

2011（平成23）年3月11日、東日本大震災が発生し、地震・津波・原子力発電所事故により自然環境が損なわれ、倒壊家屋や除染廃棄物などの処理体制が求められたほか、防災に強いまちづくりや原子力発電に依存しない社会を目指す観点からの再生可能エネルギーの一層の活用が求められています。また、2019（令和元）年10月には、令和元年東日本台風等による甚大な被害に見舞われており、安全・安心に暮らすことができ、災害時のリスクにも適切に対応できるまちづくりが必要とされています。



いわき市概要図

② 国内外の動向

i) 国際的な情勢

2015(平成 27)年に開催された国連総会において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標 (SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS) (以下「SDGs」という。)が掲げられました。SDGs は、2016 (平成 28)年から 2030 (令和 12)年までの国際目標であり、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成され、環境・社会・経済の三つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。先進国を含めた国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組むことが必要とされています。



図 SDGs の 17 のゴールのロゴ

出典：国際連合広報センター ホームページ

また、地球温暖化対策に関する動向としては、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が 2016 (平成 28) 年 11 月に発効しました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、2050 (令和 32) 年までの世界の気温変化を 2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力目標を掲げています。2018 (平成 30) 年 12 月には、各国が温室効果ガス排出の抑制目標への取組をどのように報告・監視し、計画を改定していくかなどの項目を含む、より詳細なルールブック (実施指針) が合意されました。日本を含む全ての条約加盟国において、温室効果ガスの排出削減と気候変動による影響への適応の取組が加速しています。

これら国際的な動向も踏まえ、国においては、温室効果ガスを全体でゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」(脱炭素社会)の実現を目指すことを宣言しています。

本市においても、国際社会、国及び県の取組と協調しながら、持続可能な社会づくりのために、市としての役割を果たしていくことが求められています。

ii) 国の情勢

国の「第五次環境基本計画」が、2018（平成30）年4月に閣議決定され、目指すべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現、が掲げられました。また、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な六つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されました。

今後の環境政策が果たすべき役割として、既存の財・サービスの継続的改善といったイノベーションから従来の技術や制度の延長線上には存在しないイノベーションまで、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出することが示されています。

また、2016（平成28）年9月に策定された「福島新エネルギー社会構想」においては、エネルギー分野からの福島復興の後押しを一層強化していくため、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「水素社会実現に向けたモデル構築」、「スマートコミュニティの構築」を柱として、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出することを目指しています。

さらに、脱炭素社会の実現に向け、省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するなど安定的なエネルギー供給の確立を目指すとともに、革新的なイノベーションを追求することなど、温暖化対策及びエネルギー政策の具体的な方向性を示す「地球温暖化対策計画」や「エネルギー基本計画」の見直しを進めています。



出典：環境省 ホームページ

iii) 福島県の情勢

福島県では、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故等からの再生・復興に向けて、「環境回復の推進」という視点を加えた第4次福島県環境基本計画が2013（平成25）年3月に策定されました。2017（平成29）年3月には、東日本大震災後の環境回復に向けた取組が一定の進展を見せ、また、2016（平成28）年11月の「パリ協定」の発効などを踏まえ、第4次計画の改定が行われました。施策展開に当たっては、除染や災害廃棄物処理などの「環境回復の推進」に最優先で取り組むとともに、循環型社会・自然共生社会の形成などの「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」についても更なる推進を図っていくものとなっています。

また、福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」を踏まえ、再生可能エネルギーの導入推進を加速させていくため、2011（平成23）年3月に「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」が策定されました。その後、東日本大震災によって再生可能エネルギーを取り巻く情勢が変化し、復興に向けた主要施策の一つに「再生可能エネルギーの飛躍的な推進による新たな社会づくり」を位置づけ、「福島県復興計画」との整合を図るとともに、今後の導入推進施策等について震災以後の情勢も反映した内容とするため、2012（平成24）年3月に改訂が行われ、「2040（令和22）年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指す」という目標が掲げられました。

(2) 「市環境基本計画（第二次）」の目標達成状況

「市環境基本計画（第二次）」[計画期間：2011（平成23）～2020（令和2）年度]（以下「前計画」という。）では、「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を目指し、「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」、「自然共生社会づくり」及び「原子力災害からの環境回復」を基本目標に掲げ、39の環境指標による進捗管理を行いながら、各施策を推進してきました。

環境指標の達成見込みを概観すると、基本目標4「原子力災害からの環境回復」については、発生した廃棄物の適性処理や住宅の除染が進んだことから、目標を達成していますが、今後も引き続き市民の安全・安心を確保するため、施策の展開を図る必要があります。基本目標1「低炭素社会づくり」、基本目標3「自然共生社会づくり」については、一部を除き、概ね目標を達成していますが、今後も、更なる再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組の検討や、環境教育や自然・動植物等の観察などの体験を通じて、生物多様性への理解促進に取り組む必要があります。基本目標2「循環型社会づくり」については、概ね向上・改善されているものの、2020（令和2）年度までの目標達成は困難な状況にあり、今後、ごみ減量の基本的な施策である3Rの周知徹底など、一層の取組強化等を図る必要があります。

(3) 市民及び事業者の意識（市民・事業者アンケート）

計画の改定にあたり、市民及び事業者を対象に実施したアンケート調査結果によると、前計画における基本目標2「循環型社会づくり」の基本施策「まちの美化と不法投棄の防止」について、現在の市の環境施策に対する満足度は低く、今後の重要度は高いと考えられていることから、取組を強化する必要があります。

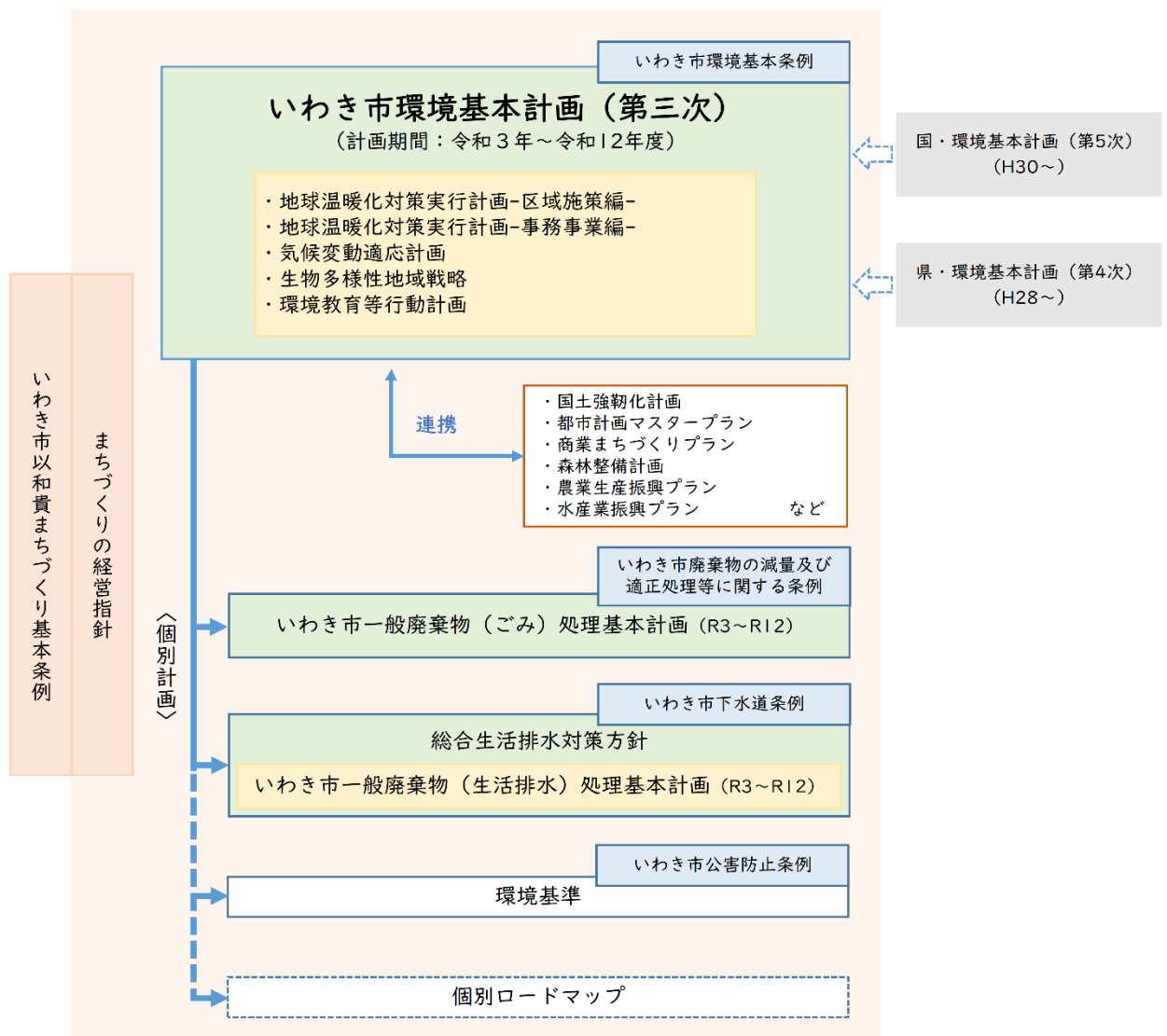
基本目標3「自然共生社会づくり」の基本施策「自然とのふれあいの推進」について、生物多様性による恵み（生態系サービス）は、食料等の供給、防災・減災、土壌形成など、豊かで健康、安全な生活を支えるものであり、グリーンインフラとしても重要ですが、アンケート調査によれば、市民及び事業者ともに、取組状況や重要性で低いとの回答の傾向にあり、生物多様性の重要度が十分に理解されていないと考えられます。そのため、「生物多様性国家戦略」の基本戦略をベースに、「理解の促進」「確保」「機会の創出」に施策体系を整理し、市民及び事業者が生物多様性の価値や行動を認識する必要があります。

基本目標4「原子力災害からの環境回復」については、前計画において、基本目標の一つとしていましたが、2017年11月末に面的除染が完了していることや、市民・事業者アンケート調査によれば、市の環境施策に対する満足度は高く、今後の重要度は中程度と考えられていることから、位置づけを変更する必要があります。

第2節 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「いわき市環境基本条例」第8条に基づき策定します。本計画に基づき、「いわき市以和貴まちづくり基本条例」における「様々な主体が共に地域の課題解決に取り組む」という共創の理念を基本に、環境に関する個々の計画や他分野の関連計画等との連携を図りながら、市の環境政策を進めていきます。



(2) 計画の対象範囲

① 地域

本市全域を対象として、環境保全に取り組みます。ただし、市域内外の環境や活動が相互の環境と密接な関係にあることを考慮し、市域外については地球規模への貢献等も視野に入れるものとします。

② 環境の範囲

第2章第2節で掲げる環境目標を目指す上で、保全または推進を図るべき次の環境要素を本計画の対象とします。

【本計画において対象とする環境の範囲】

環境分野	環境要素
1 低炭素	再生可能エネルギー、省エネルギー、スマートシティ、交通体系、緑地、森林、温室効果ガス、気候変動 など
2 循環	3 R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）、一般廃棄物、産業廃棄物、まちの美化 など
3 共生	森林、農地、里地里山、公園、緑地、河川、湿地、池沼、沿岸、海洋、海浜、温泉、景観、史跡名勝天然記念物、歴史的・文化的遺産、動植物、自然とのふれあい など
4 安全・快適	大気、水、土壌・地下水、騒音・振動、悪臭、化学物質、放射性物質、除染廃棄物、仮置場 など
5 支える 仕組み	環境教育、環境保全活動、産業振興、SDGs、地域循環共生圏 など

③ 主体

市環境基本条例の基本理念に則り、市民、事業者及び市が適正な役割分担の下、第2章第1節で掲げる「目指していく環境都市像」及び第2節で掲げる「環境目標」の実現に向け、自主的かつ積極的に取り組むこととします。

また、広域的な対応が必要な事項については、国、県、周辺市町村及びその他関係機関と連携して取り組むこととします。

(3) 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間。

なお、市を取り巻く環境の状況、社会経済情勢、科学的技術の進歩及び科学的知見の集積、さらには、目標の達成状況・施策の推移状況などを踏まえ、適宜、計画の見直しを図ります。

加えて、現在、国が検討を進めている「脱炭素社会の実現」に向けた取組については、今後の国や福島県での動向等を踏まえ、必要な対応を進めます。

第3節 計画策定のポイント

計画の策定においては、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、本市が長期的かつ継続的に目指していく環境都市像として掲げた「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」と、この具体化に向け前計画で設定した三つの基本目標「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」及び「自然共生型社会づくり」は、新たな基本目標「気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】」、「地域内で有効に資源が循環するまち【循環】」及び「生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】」として継承しつつ、社会経済情勢等の変化、計画の進捗状況及び市民・事業者意見等を踏まえ、主に次の(1)～(5)について見直しを図りました。

(1) 基本目標「生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】」を新たに設定
令和元年東日本台風等による災害を踏まえて、生活環境の基盤となる大気・水等の保全、及び自然災害への対応に加え、前計画における基本目標「原子力災害からの環境回復」と併せ、基本目標4「生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】」を新たに設定しました。

(2) 基本目標「みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】」を新たに設定
前計画の第4章第1節「計画推進の仕組み」を、環境都市像の実現に向けて設定された各基本目標が、それぞれ独立した目標ではなく、相互に密接に関連し、施策を統合的に展開し同時実現することを目的に、各基本目標を下支えする基本目標5「みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】」として新たに設定しました。

(3) 継続した取組の推進
基本目標の整理を行う一方で、環境保全施策は長期的かつ継続的な取組が必要であり、また、国及び県の方向性との整合を図るため、基本的な目標・施策は維持します。

1 (4) 本市の地域特性を生かした取組の推進

2 国の「第五次環境基本計画」における「持続可能な循環共生型の社会」、福島県の
3 「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」における「2040（令和22）年頃を目途
4 に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネ
5 ルギーで生み出す県を目指す」を踏まえ、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギ
6 ー対策を一層推進します。

7 具体的には、再生可能エネルギーについては、これまでの導入促進策や普及啓発策
8 に加え、本市内で期待される再生可能エネルギー導入可能量や各事業者の事業計画状
9 況や課題等の整理分析を行い、更なる再生可能エネルギー導入拡大に向けた施策に取り
10 り組むとともに、次世代エネルギー社会の構築に向け、蓄電池や水素などの利活用を
11 拡大する施策についても取り組みます。省エネルギー対策については、再生可能エネ
12 ルギー等の効率的な地域内循環やIoT技術、省エネ型ライフスタイルの転換などの組
13 み合わせによるスマートシティモデルの構築に取り組みます。将来的には、温室効果
14 ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ（脱炭素社会）」を目指して、今
15 からできる取組等を進めます。

16
17 (5) 地域気候変動適応計画を策定し、市環境基本計画に統合

18 気候変動適応法の制定を踏まえ、第3章第1節3「気候変動への対応」として節立
19 てし取り組みます。具体的には、気候変動の影響に関する普及啓発の推進、想定され
20 る気候変動の影響への対応策を検討します。

21 気候変動適応法において、地方公共団体に計画策定の努力義務が課されているもの
22 の、内容が重複し、個別に策定する意義が少ないことから、市民等が本市の環境施策
23 を一体的に把握できるよう、市環境基本計画と統合しています。

第4節 計画の構成

第1章「序論」、第2章「計画の目標」、第3章「施策」、第4章「計画の推進」の4章構成とし、巻末に「参考資料」を掲載しています。

第1章 序論

- 第1節 計画策定の背景
- 第2節 計画の基本的事項
- 第3節 計画策定のポイント
- 第4節 計画の構成

第2章 計画の目標

- 第1節 目指していく環境都市像
- 第2節 環境目標

第3章 施策

- 第1節 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】
- 第2節 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】
- 第3節 生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】
- 第4節 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】
- 第5節 みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】

第4章 計画の推進

- 第1節 目標達成の手法
- 第2節 環境指標による点検・公表
- 第3節 計画の見直し

参考資料

いわき市の概況、市環境基本条例、計画策定の検討体制、計画策定の経過、市民意見（パブリックコメント）等の概要、用語集

<本計画と各種環境関連法令との関係>

各種環境関連法令に定める「地方公共団体の責務及び施策」に対応するとともに、次の各計画等に相当するものになります。

本計画第3章第1節(1)及び(2)を中心とした全編	「地球温暖化対策の推進に関する法律※」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）※」
本計画第3章第1節(3)を中心とした全編	「気候変動適応法※」第12条に基づく「地域気候変動適応計画※」
本計画第3章第3節を中心とした全編	「生物多様性基本法※」第13条に基づく「生物多様性地域戦略※」
本計画第3章第5節及び第3章第3節(3)を中心とした全編	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律※」第8条に定める「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画※」
本計画第3章第5節(3)	「地球温暖化対策の推進に関する法律※」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）※」

第2章 計画の目標

第1節 目指していく環境都市像

第2節 環境目標

基本目標1 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】

基本目標2 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】

基本目標3 生き物の多様性を守り、自然の恵みを
享受できるまち【共生】

基本目標4 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】

基本目標5 みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】

第1節 目指していく環境都市像

市環境基本条例に定める「基本理念」を踏まえ、目指していく環境都市像として「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を掲げ、市民、事業者及び市が適正な役割分担のもと、一体となって取組を推進することで、この環境都市像の実現を目指します。

人と自然が共生するまち 循環都市いわき



いわき市環境基本条例「基本理念」

- ・ 健全で恵み豊かな環境の確保と将来への継承
- ・ 人と自然との共生
- ・ 持続的な発展が可能な社会の構築
- ・ 市民、事業者及び市の適正な役割分担
- ・ 地球環境保全

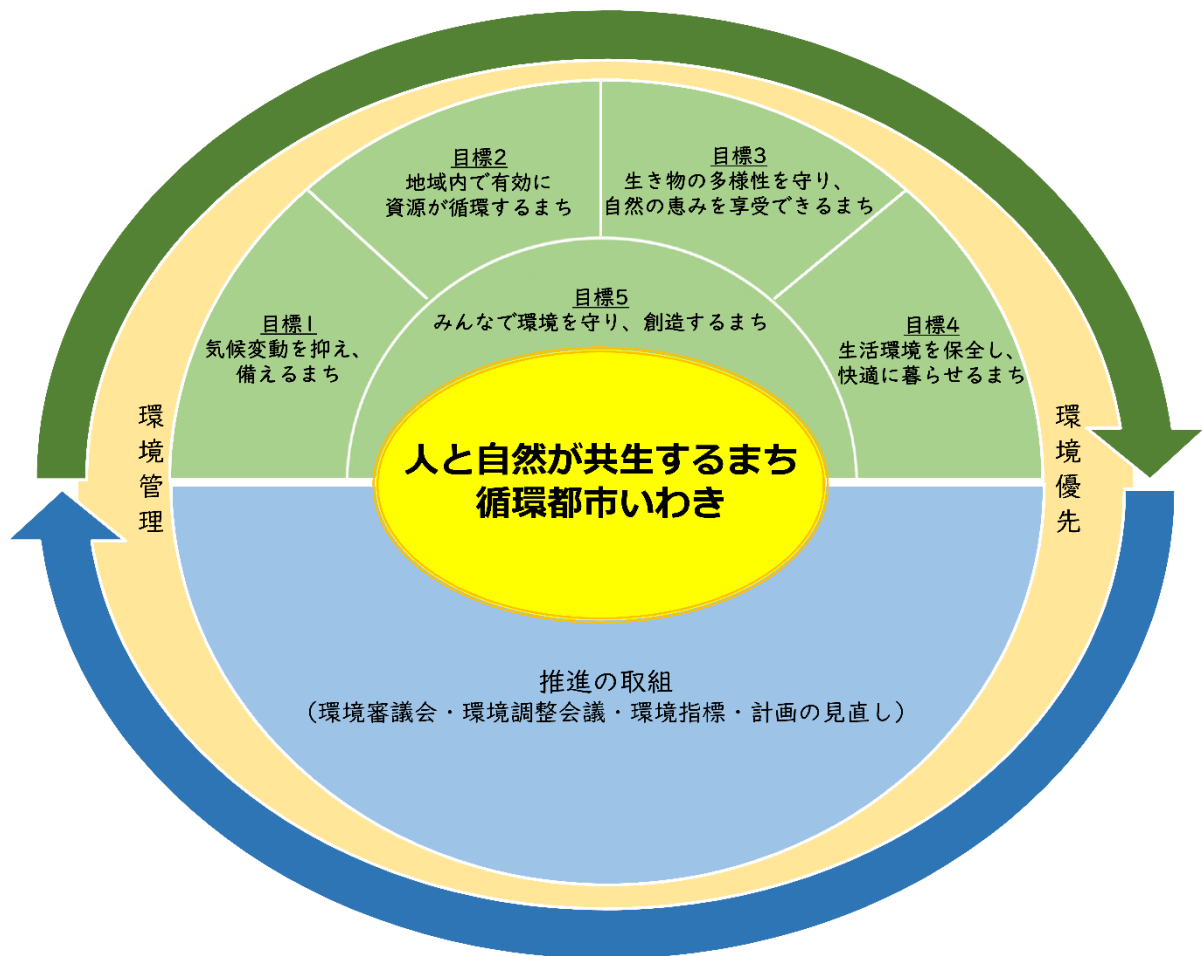
第2節 環境目標

環境政策に関わる社会動向や、国及び県における環境政策の方向性などを踏まえ、本市が目指す環境都市像を実現していくため、四つの環境分野別（低炭素、循環、共生、安全・快適）に基本目標を設定します。

この四つの基本目標と相互に関連しあう基本目標の一つとして、支える仕組みを設定することで、下支えのもと総合的な施策を展開します。

なお、市民、事業者及び市の各主体があらゆる活動・場面において、環境の保全を優先的に考え、常に環境の状態を把握し、また、環境への影響を予測・評価しながら行動する、「環境優先」と「環境管理」の二つの考え方をあらゆる施策（行動）展開の基本とします。

「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」に向けた統合的な取組



1 **基本目標1 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】**

2 地球温暖化は、異常気象の頻発、気候システムの急激な転換といった影響を起こすのみ
3 ならず、生態系への影響に加え、水不足、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など、
4 私たちの経済・社会活動にさまざまな影響が生じる可能性が指摘されています。世界的に
5 は、既にそれらの影響が生じている地域もあり、今後の気温上昇に伴ってより深刻な影響
6 が拡大していくことが予測されています。

7 この地球温暖化の危機に対応するため、温室効果ガスを削減する低炭素化社会を目指し、
8 次世代エネルギー社会の構築や省エネルギーの推進による化石燃料の使用抑制を図るとと
9 もに、避けることのできない気候変動の影響に対して、本市に将来起こり得る具体的な影
10 響を考慮し、「気候変動を抑え、備えるまち」を目指します。

11 また、将来的には、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ（脱炭
12 素社会）」を目指した取組等を進めます。

14 **基本目標2 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】**

15 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、地球上の有限の資源を浪費し、健
16 全な物質循環を阻害する側面を有しており、天然資源の枯渇や価格高騰による資源制約へ
17 の懸念、環境破壊、有害廃棄物の不適正処理による環境汚染などの問題を引き起こしてい
18 ます。

19 この資源の浪費による危機に対応するため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの
20 社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、
21 環境への負荷をできる限り少なくする「地域内で有効に資源が循環するまち」を目指しま
22 す。

24 **基本目標3 生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】**

25 自然環境は、その中に息づく多様な生き物が、さまざまな自然の状態に適応しながら、
26 微妙なバランスのもと、生態系の中でそれぞれ役割を担い相互に影響しあうことによって
27 長い年月をかけて形成されてきたものです。

28 あらゆる生き物は、生き物の多様性が保たれた豊かな自然環境から、食料や水の供給、
29 安定した気候、美しい景観など、さまざまな恩恵を受けて生きています。しかし、生き物
30 の生息・生育環境が人間活動による土地改変や環境汚染などにより大きく損なわれ、種の
31 絶滅のおそれ、里地里山における人間の働きかけの後退による生態系の劣化、外来生物に
32 よる在来の生態系のかく乱、美しい景観の損失などの問題が引き起こされています。

33 この生態系の危機に対応するため、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で
34 あらゆる社会経済活動を自然に調和したものとし、さまざまな自然とのふれあいの機会を
35 確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる「生き物の多様性を守り、
36 自然の恵みを享受できるまち」を目指します。

1 **基本目標4 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】**

2 市民が安全に、安心して生活できるよう、健全で恵み豊かな市の環境を確保・継承する
3 ことは、健全な社会活動を行ううえでの基盤となるものです。

4 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故では、大量の放射性物質により環境が
5 汚染され、多くの市民が放射能に対する不安を抱えながらの生活を余儀なくされました。
6 現在、いわき市内での除染は完了しているものの、今も残る市民の不安を払拭することが
7 今後も必要となります。また、令和元年10月には、令和元年東日本台風等により、市内は
8 暴風を伴う記録的な大雨となり、各所で河川堤防の決壊、越水による浸水害や土砂災害が
9 発生し、尊い人命が失われるとともに、4,600棟を超える住家被害、農作物への影響など、
10 甚大な被害となったことを踏まえ、災害への対応を進める必要があります。また、新たな
11 産業を推進する際においても、環境に配慮した取組を進めることが重要です。

12 これらの現状を踏まえ、誰もが安全に、安心して暮らせるよう、「生活環境を保全し、快
13 適に暮らせるまち」を目指します。

14
15 **基本目標5 みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】**

16 今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイル
17 の定着化、人口や社会経済活動の都市への集中等を背景とし、自動車交通量の増大等によ
18 る大気汚染、生活排水による水質汚濁、廃棄物量の増加、身近な環境問題などから、地球
19 温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少といった地球規模の環境問題に至るまで、複雑・
20 多様化、深刻化しています。

21 問題の解決のためには、一人ひとりが環境とのかかわりや自然など環境の価値について
22 学ぶことはもちろん、現在のライフスタイルや社会システムを構成しているさまざまな事
23 項についても認識を深める必要があります。環境教育・環境学習機会等の更なる充実を図
24 り、市民及び団体等が、自発的な環境保全活動等への取組において必要となる知識を提供
25 し、市民等による環境保全活動を推進し、市民、事業者及び市が協働・連携し、「みんなで
26 環境を守り、創造するまち」を目指します。

第3章 施策

第1節 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】

- (1) 次世代エネルギー社会の構築
- (2) 徹底した省エネルギーの推進
- (3) 気候変動への対応

第2節 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】

- (1) ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立
- (2) 廃棄物の適正処理
- (3) まちの美化と不法投棄の防止

第3節 生き物の多様性を守り、自然の恵みを 享受できるまち【共生】

- (1) 生物多様性への理解の促進
- (2) 生物多様性の確保
- (3) 自然とのふれあいの機会の創出

第4節 生活環境を保全し、 快適に暮らせるまち【安全・快適】

- (1) 大気・水等の保全
- (2) 自然災害への対応
- (3) 放射性物質への対応

第5節 みんなで環境を守り、 創造するまち【支える仕組み】

- (1) 環境保全活動の促進
- (2) 協働による環境保全
- (3) 市の率先的な活動の実施

第3章「施策（第1節：気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】）」

施策体系

基本目標	基本施策	施策
第1節 気候変動を抑え、備えるまち 【低炭素】	(1) 次世代エネルギー社会の構築	① 再生可能エネルギー利用の促進
		② 蓄電池・水素の利活用の拡大
	(2) 徹底した省エネルギーの推進	① 省エネルギー設備・機器の導入促進
		② 「COOL CHOICE」の普及啓発
	(3) 気候変動への対応	① 気候変動の影響に関する普及啓発の推進
		② 想定される影響への対応策の検討
第2節 地域内で有効に資源が循環するまち 【循環】	(1) ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立	① 3Rの推進
		② 食品ロス対策
		③ プラスチック排出抑制対策
	(2) 廃棄物の適正処理	① 一般廃棄物の適正処理
		② 産業廃棄物の適正処理
	(3) まちの美化と不法投棄の防止	① まちの美化
		② 不法投棄の防止
第3節 生き物の多様性を守り、自然の恵みを楽しむまち 【共生】	(1) 生物多様性への理解の促進	① 環境教育、自然環境調査の実施
		② 希少動植物の保全
		③ 生態系被害防止外来種への対応
	(2) 生物多様性の確保	① 森林・農地・河川等の保全
		② 緑地の保全と緑化の推進
		③ 景観・天然記念物等の保全
		④ 鳥獣被害への対応
	(3) 自然とのふれあいの機会の創出	① 人と自然のふれあいの充実
		② 公園・緑地の整備と管理の推進
第4節 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち 【安全・快適】	(1) 大気・水等の保全	① 大気・水環境等の監視の継続
		② 発生源対策
		③ 生活排水対策の推進
	(2) 自然災害への対応	① 自然災害への対応
		② 分散型エネルギーによる災害に強いまちづくり
	(3) 放射性物質への対応	① 状況に応じた除染
		② 空間線量モニタリング
第5節 みんなで環境を守り、創造するまち 【支える仕組み】	(1) 環境保全活動の促進	① 市民の環境保全活動の促進
		② 事業者の環境保全活動の促進
		③ 環境教育の推進
	(2) 協働による環境保全	① 各主体との協働
		② 各主体間との連携
		③ 関係機関との連携
	(3) 市の率直的な活動の実施	① 事務事業に伴う環境への負荷の低減

第1節 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】



いわき市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[第三次]

次世代エネルギー社会の構築

再生可能エネルギー利用の促進

蓄電池・水素の利活用の拡大

徹底した省エネルギーの推進

省エネルギー設備・機器の導入促進

「COOL CHOICE」の普及啓発

気候変動への対応

気候変動適応計画

気候変動の影響に関する普及啓発の推進

想定される影響への対応策の検討

(1) 次世代エネルギー社会の構築

現状と課題

- 地球温暖化対策や災害に強いまちづくりなどの観点から再生可能エネルギーや環境負荷の少ない次世代エネルギーの導入拡大を図り、循環を基調とした持続可能なまちづくりを目指します。一方で、再生可能エネルギー発電事業については、十分に環境保全を図ったうえで、適正導入していく必要があります。
- 国は、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」、「水素基本戦略」、及び「第5次エネルギー基本計画」などにおいて、利便性やエネルギー効率がよく、利用段階で温室効果ガスの排出がないなどの特徴を有する水素エネルギーが活用される水素社会の実現を目指していることから、市においても、水素エネルギーなど環境負荷の少ないエネルギーが活用される取組を今後も進めていく必要があります。
- また、国は、「第五次環境基本計画」において、「各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す」考え方として、『地域循環共生圏』を提唱したところであり、本市としても、これまで以上に、地域資源を活かし取組を推進していく必要があります。
- 福島県は「再生可能エネルギー推進ビジョン※」により、「2040（令和22）年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指す」という目標を掲げていることから、県と連携して、再生可能エネルギーの一層の導入拡大を図る必要があります。
- 本市は、市民及び事業者による再生可能エネルギー機器の導入を支援するほか、公共施設の改修等の機会を通して公共施設への率先導入を図る必要があります。
- 再生可能エネルギーの多様な有効活用の方策として、環境負荷の少ない技術・機器利用についても普及を図る必要があります。

<参考>いわき市における再生可能エネルギー導入済量と可採量

項目	導入済量	可採量
太陽光発電	224,127MWh	1,412,859 MWh
陸上風力発電	35 MWh	3,379,116 MWh
洋上風力発電	0 MWh	5,702,760 MWh
中小規模水力発電	216,626 MWh	499,593 MWh
地熱発電	0 MWh	0 MWh
バイオマス発電（未利用木材）	0 MWh	25,785 MWh
バイオマス発電（一般木質・建材）	215,960 MWh	1,676,853 MWh
バイオマス発電（その他）	0 MWh	14,819 MWh

環境指標

環境指標	基準年度 (令和元年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
太陽光発電導入量（注）	24,035	37,000	kW
化石エネルギー消費削減量 (原油換算時)（注）	18,801	22,290	kl

(注)各年度における累計値

施策の展開

① 再生可能エネルギー利用の促進

施策の例・方向性	担当課
・再生可能エネルギー等の利用に対する普及啓発	[環境企画課]など
・再生可能エネルギー機器の導入効果を把握するための仕組みの検討及び導入効果に係る普及啓発	[環境企画課]
・本市内で期待される再生可能エネルギー導入可能量や課題等进行分析することにより、再生可能エネルギーの導入促進	[環境企画課]
・環境負荷の少ないエネルギーを活用する取組の支援	[環境企画課]など
・エネルギーの有効利用を図るため、国等の各種補助制度や導入事例を情報提供	[環境企画課]など
・再生可能エネルギー発電事業者に対し、関連法令に基づき、住民理解の醸成や、環境への影響の回避・低減などを意見・指導	[環境企画課]

② 蓄電池・水素の利活用の拡大

施策の例・方向性	担当課
・燃料電池自動車※や電気自動車※などクリーンエネルギー自動車※の導入促進	[環境企画課]
・防災や電力ひっ迫時の対策に資する蓄電池の導入促進	[環境企画課]
・再生可能エネルギーや蓄電池などの分散型エネルギーによる、災害時に強く環境負荷の少ないまちづくりに向けた取組の推進	[環境企画課]など

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

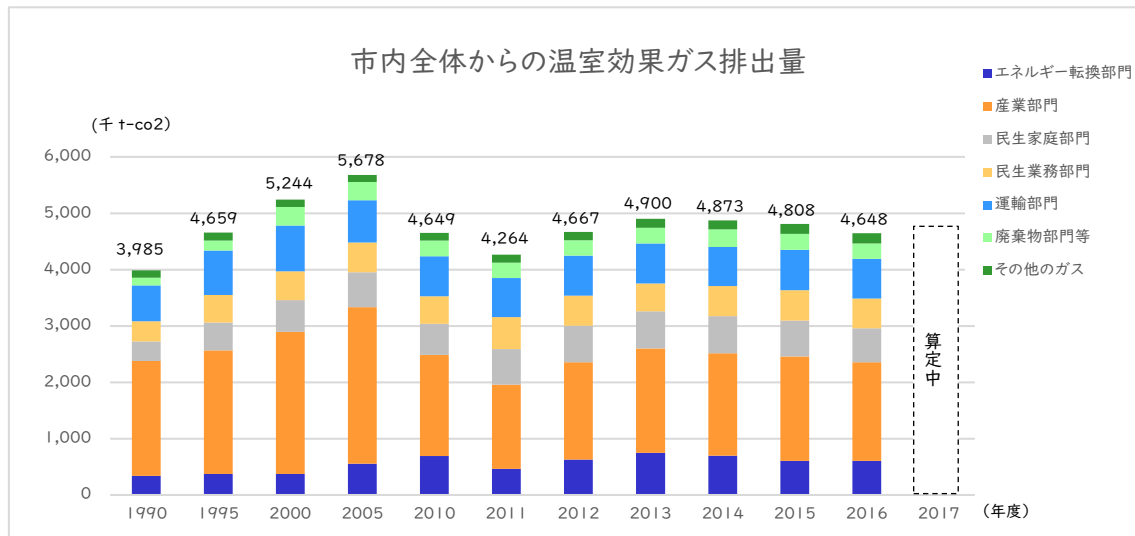
- ・再生可能エネルギーを利用した機器の導入に努めます。
- ・学習・体験施設などを積極的に利用し、再生可能エネルギーへの理解向上に努めます。

● 事業者

- ・再生可能エネルギーを利用した機器の導入、研究、開発を進めます。
- ・再生可能エネルギーを利用した機器等の販売価格の低減に努めます。
- ・再生可能エネルギー発電施設の整備・運用においては、安全・安心を確保するとともに、地域との共生に努めます。
- ・再生可能エネルギー発電施設等の見学会を積極的に実施するなど、再生可能エネルギーの普及啓発に努めます。

(2) 徹底した省エネルギーの推進

現状と課題



- 本市における温室効果ガスの排出量の総量は、長期的には1990（平成2）年度に対し、2016（平成28）年度は約17%増加しています。短期的には、2013（平成25）年度に対し、2016（平成28）年度は約5%減少しています。
- 産業部門は、長期的にも短期的にも排出量は減少しており、民生家庭部門においては、2013（平成25）年度までは世帯数の増加や電気等使用量増加の影響により、排出量が増加したものの、2013（平成25）年度以降は、省エネ機器の普及により排出量は減少しています。民生業務部門では店舗数の増加等により排出量は増加傾向です。運輸部門では、2000（平成12）年度までは自動車保有台数の増加から、排出量が増加しましたが、2000（平成12）年度以降は自動車燃費の改善により、排出量は減少傾向となっています。
- 民生家庭部門及び民生業務部門は、長期的に増加基調にあるため、省エネルギーの促進や、エネルギーの有効利用に取り組む必要があります。
- 省エネルギー機器などへの更新等を計画的に推進し、着実な温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。
- 国は、中期的な目標として、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で温室効果ガス排出量の26%削減、長期的な目標として、2050（令和32）年度までに80%削減するとしています。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成25年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
家庭から排出される市民一人あたりの温室効果ガス排出量	2.01	1.22	t-CO2/年
自家用車利用に伴う温室効果ガス排出量	389.4	389.4	千t-CO2/年

施策の展開

① 省エネルギー設備・機器の導入促進

施策の例・方向性	担当課
・ ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）※、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）※、LED※照明や高効率給湯器など省エネルギー関連機器の普及啓発	[環境企画課]
・ 燃料電池自動車※や電気自動車※などクリーンエネルギー自動車※の導入促進（再掲）	[環境企画課]
・ 断熱材や複層ガラス窓などエネルギー効率が高い住宅の普及啓発	[環境企画課]など
・ 省エネ機器導入効果を把握する仕組みの検討及び導入効果に係る普及啓発	[環境企画課]
・ 省エネルギー診断の実施	[環境企画課]

② 「COOL CHOICE」の普及啓発

施策の例・方向性	担当課
・ 省エネルギー行動の実践につながる情報の提供	[環境企画課]
・ 安全・安心して新鮮な地場産品の消費促進による、地産地消の推進	[環境企画課]など
・ エコドライブの促進	[環境企画課]
・ 鉄道、バスなどの公共交通機関の利用促進	[都市計画課]
・ 体系的な道路ネットワークを構築し、交通渋滞を解消するとともに、安全で快適な歩行環境の形成	[土木課]など
・ 環境にやさしい自転車利用の促進を図るため、安全で利便性の高い自転車走行空間の整備を推進	[土木課]など

1 市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

2 ● 市 民

- 3 ・ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）などにより、家庭におけるエネルギー消費状
- 4 況の把握に努めます。
- 5 ・ 不用な照明を消すなど、無駄なエネルギーの消費を削減します。
- 6 ・ 衣類による体温調節など、エネルギーを消費しない方法になるべく選択します。
- 7 ・ 冷蔵庫の詰めすぎを避けるなど、機器等を効率よく、必要な分だけ利用し、無駄なエネ
- 8 ルギーの発生を抑えます。
- 9 ・ 国産品や地場産品など、輸送エネルギーの消費が少ない商品を選択します。
- 10 ・ 住宅の新築や改修、機器等の導入の際は、エネルギー効率が高いものを検討します。
- 11 ・ 近場への移動には徒歩や自転車を利用し、遠出をする際には公共交通機関を積極的に
- 12 利用します。
- 13 ・ 自家用車は、相乗りや用事をまとめて済ませるなど、効率的に利用します。

14 ● 事業者

- 15 ・ ISO14001※やエコアクション21※などの環境マネジメントシステム※を導入し、自ら
- 16 の環境負荷を適切に把握します。
- 17 ・ クールビズ※、ウォームビズ※を積極的に推進し、なるべくエネルギーを消費しない方
- 18 法を選択します。
- 19 ・ 照明やOA機器、冷暖房などの管理を適切に行い、不用なエネルギー消費を削減します。
- 20 ・ エコドライブの徹底や効率的な配送システムの構築、クリーンエネルギー自動車などの
- 21 購入等に努めます。
- 22 ・ 商品などの製造工程における省エネルギー化を進めます。
- 23 ・ 省エネルギー商品などの開発、低価格化に努めます。
- 24 ・ ノーマイカー通勤※の奨励、時差通勤※の実施に取り組みます。
- 25 ・ テレワークやリモート会議の導入に取り組みます。
- 26 ・ 通勤者の送迎など、通勤車両の低減に努めます。
- 27 ・ 業務用車両などについて、低公害車※への段階的な移行を検討します。また、排気ガス
- 28 の排出抑制などのため、公共交通機関（バス、タクシー）の待機中のアイドリングスト
- 29 ップ※の実施を推進します。



コラム

<COOL CHOICE>



未来の
ために、
いま選ぼう。

2015年、すべての国が参加する形で、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2℃未満にする（さらに、1.5℃に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

パリ協定を踏まえ、我が国は、2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する目標を掲げています。
この目標達成のためには、家庭・業務部門においては約4割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。

出典：環境省 ホームページ

(3) 気候変動への対応

現状と課題

- 2015（平成27）年のパリ協定において、平均気温の上昇を抑える緩和に関する目標に加え、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靭性を高める適応も含め、世界全体での対応を強化することとしており、国においても、2018（平成30）年、気候変動に対処する緩和策だけではなく、将来予測される被害の回避・軽減等を図る気候変動への適応に取り組むため、「気候変動適応法」を施行し、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「気候変動適応計画」を策定しています。
- 本市における将来起こり得る気候変動の影響は、夏季の熱波の頻度増加による熱中症等の増加、海水温上昇による水産資源の変化、農業におけるリンゴ栽培の適地消滅、海面上昇による砂浜の消失等が予測されています。気候変動によるリスクを低減するため、温室効果ガス排出量の削減による「緩和」に取り組むことはもちろん、気候変動による悪影響への「適応」を進める必要があります。
- いつでも起こり得る災害に対して、高い防災意識・危機意識を維持し続けることや、さまざまな災害から命と財産を守るため、災害を未然に防ぐことや、少しでも被害を小さくすることなど、防災力の強化に取り組む必要があります。
- 本市における各分野の行政計画において、気候変動に対する適応が施策に反映されるように調整を図っていく必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和元年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
熱中症搬送患者数	207 (直近5か年平均)	減少を目指す	人/年
多面的支払交付金対象面積	2,542	算定中	ha/年
防災訓練参加者数	5,599	20,000	人/年

1 施策の展開

2 ① 気候変動の影響に関する普及啓発の推進

施策の例・方向性	担当課
・ 広報紙やホームページなどを活用し、気候変動の影響に備える「適応」への理解と実践につながる情報の提供	[環境企画課]

4 ② 想定される影響への対応策の検討

施策の例・方向性	担当課
・ 熱中症に関する注意喚起やクールシェアスポットの提供など、夏季の情報発信の強化	[環境企画課] [地域保健課]など
・ 気候変動による動植物生息状況等の変化について調査	[環境企画課]
・ 農作業の品質低下を防ぐ高温耐性品種の普及	[農業振興課]
・ 市民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化支援	[危機管理課]
・ 治水対策として、被害を最小限に抑えることを目的とした準用河川等の改良事業の実施	[河川課]
・ 土砂災害（がけ崩れ）に対するインフラ整備	[林務課]など
・ 宅地内から敷地外への急激な雨水流出を抑える設備の普及を促進し、水資源の有効活用を図る また、敷地外から宅地内への急激な雨水流入を防止する設備の普及を促進し、市民の防災意識の高揚を図る	[生活排水対策室] [経営企画課]
・ 気候変動における広域の適応課題への対応策を検討	[環境企画課]

6 市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

7 ● 市 民

- ・ 天気予報や防災情報等を確認したり、ハザードマップや避難経路を確認したりすることで、気象災害に備え身を守る準備をします。
- ・ こまめな水分補給や適切なエアコンの使用により熱中症を予防します。
- ・ 感染症を媒介する蚊が育つ水たまりを作りません。

12 ● 事業者

- ・ 農作物の品質低下を防ぐため高温耐性品種の開発や普及を進めます。
- ・ 洪水や気象災害などの気候変動の影響を踏まえたBCP（事業継続計画）を策定します。
- ・ 従業員の安全や健康を確保するため、気象災害や熱中症などへの対応を積極的に進めます。

いわき市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[第三次]

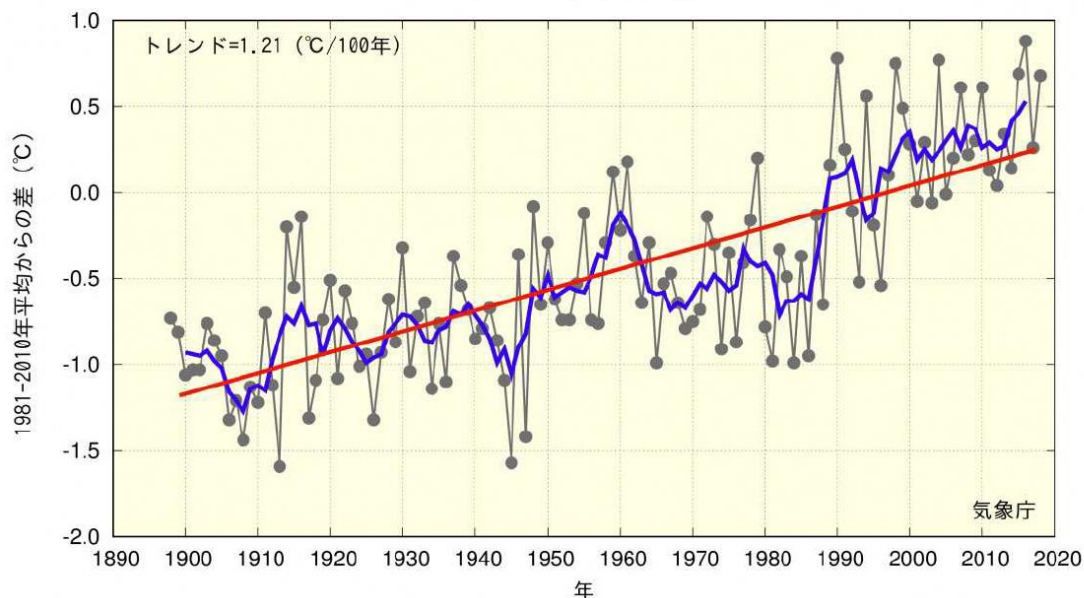
<関連事項>

Ⅰ 地球温暖化（気候変動）とは

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2013（平成25）年から2014（平成26）年にかけて取りまとめた第5次評価報告書において、「1880（明治13）～2012（平成24）年において、世界平均地上気温は0.85（0.65～1.06）℃上昇」しており、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」とし、また、その要因としては、「世界の平均地上気温の上昇の半分以上が、温室効果ガスの排出などの人間活動が気候に与えた影響によりもたらされた可能性が極めて高い」と指摘しています。

地球温暖化は、極端な気象現象や生態系の損失などのリスクを招くとされ、自然生態系及び人間社会に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止するため、温室効果ガスの排出抑制等に取り組む必要があります。

日本の年平均気温偏差



【日本の年平均気温偏差の経年変化（1898（明治31）～2018（平成30）年）】

細線（黒）は、国内15観測地点での年平均気温の基準値からの偏差を平均した値を示している。太線（青）は偏差の5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示している。基準値は1981（昭和56）～2010（平成22）年の30年平均値。

（出典：気象庁）

福島県における各分野の気候変動の影響結果概要一覧表

分野	項目	解析結果	近未来（2040 年頃）		未来（2090 年頃）	
			削減最大限努力 (RCP2.6)	削減努力なされず (RCP8.5)	削減最大限努力 (RCP2.6)	削減努力なされず (RCP8.5)
水資源	水資源賦存量	現在比	いわきなどで減少	いわきなどで減少	増加する	いわきで減少
	河川流量	現在比	浜通り・中通りで減少	浜通り・中通りで減少	概ね増加	概ね増加
	浮遊物質量	現在比	浜通り・中通りで減少、会津・南会津で増加	浜通り・中通りで減少、会津・南会津で増加	増加（会津・南会津で増加顕著）	増加（会津・南会津で増加顕著）
	クロロフィル a	富栄養化レベル	変化なし	変化なし	変化なし	こまちダムが富栄養化
防災・沿岸	砂浜浸食	砂浜消失率	3～4 割程度消失	3～4 割程度消失	5～6 割程度消失	8 割程度消失
	洪水	被害額	中通り・会津で増加	現在と概ね同程度	現在と概ね同程度	会津で増加
	斜面崩壊	発生確率	全体的に増加傾向	現在と概ね同程度	現在と概ね同程度	現在と概ね同程度
農業	コメ	収量	平地で減収する	全体で増収傾向	平地で減収する	全体で増収傾向
	もも	適地	拡大する	拡大する	拡大する	拡大する
	りんご	適地	浜通り・県北で微減、南会津で微増	浜通り・県北で微減、南会津で微増	浜通り・県北で微減、南会津で微増	浜通り・中通りで適地はほぼ消滅、適地は会津・南会津の一部
	温州ミカン	適地	適地は出現しない	適地は出現しない	適地は出現しない	浜通り・中通り・会津地域を中心に適地出現
健康	熱ストレス	死亡超過量	増加	増加	微増	大きく増加
	ヒトスジシマカ	分布可能域	山岳地以外で拡大	山岳地以外で拡大	山岳地以外で拡大	高標高山岳地以外に拡大
森林	ブナ	適地	中通りで縮小傾向	中通りで縮小傾向	中通りで縮小傾向	会津地方の一部以外消失
	アカガシ	適地	拡大する	拡大する	拡大する	浜通り・中通りの一部で消失

RCP（代表的な濃度変化：Representative Concentration Pathway）とは、気候モデルのシナリオであり、大気中の温室効果ガス濃度が放射強制力の上昇に与える影響の大きさをもとに特徴付けたものです。近未来、未来の気候予測について、その濃度経路を実現する多様な社会経済シナリオを策定できる「RCP シナリオ」を用いています。

RCP2.6 シナリオ（2100 年時の二酸化炭素濃度約 421ppm）
 温室効果ガス削減等に最大限努力した場合の濃度シナリオ
 =COP21 での 2℃目標を実現する可能性が高いと考えられるシナリオ

RCP8.5 シナリオ（2100 年時の二酸化炭素濃度約 936ppm）
 発展途上国の排出量が増加し続けるなど、現在の想定のうちほぼ最大の排出となる濃度シナリオ

出典：福島県 ホームページ

1 <参考 温室効果ガス（GHG：Green House Gas）とは>

主な温室効果ガスの種類	主な排出源	地球温暖化係数
二酸化炭素：CO ₂	化石燃料の燃焼	1
メタン：CH ₄	化石燃料の燃焼、農業、廃棄物の焼却等	25
一酸化窒素（亜酸化窒素）：N ₂ O		298
ハイドロフルオロカーボン：HFC	冷蔵庫やエアコンなどの冷媒等	124～14,800
パーフルオロカーボン：PFC	半導体製造、金属洗浄等の溶剤等	7,500～10,300
六ふっ化硫黄：SF ₆	電気絶縁ガス使用機器等	22,800
三ふっ化窒素：NF ₃	半導体素子の製造等	17,200

2 *本計画における温室効果ガスの排出は、表記7種類の温室効果ガスの排出量で推計。

3 *地球温暖化係数（GWP：Global Warming Potential）とは、二酸化炭素を基準にして、他
4 の温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力（効果）があるか表したものの。例えば、二酸化炭
5 素に比べ、メタンは25倍もの温暖化する能力（効果）があります。このため、メタン1tの
6 排出は二酸化炭素25tが排出されたのと同じです。

7 *ハイドロフルオロカーボン及びパーフルオロカーボンは複数の種類があるため、地球温暖化
8 係数は範囲で表記しています。

9

10 **2 地球温暖化対策実行計画の意義**

11

12 日常生活や事業活動における大量生産・大量消費・大量廃棄の結果、資源やエネルギー
13 を大量に消費し、地球温暖化という深刻な問題を引き起こしています。

14 私たちは持続可能な社会に向けて情報を共有し、化石燃料に頼った生活を続けられ、
15 近い将来には現在依存している資源やエネルギーが枯渇してしまうだけでなく、地球温
16 暖化の影響が深刻化するという認識を深めなければなりません。

17 物を大量に消費し、所有する便利で快適すぎる生活から、不便を感じない程度の環境
18 にやさしいライフスタイルへの転換を図り、普段の暮らしや事業活動で消費する資源や
19 エネルギーの無駄をなくし、効率的な利用を進めるため、具体的な実践行動に取り組む
20 必要があります。

21 また、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子
22 力発電所での深刻な原子力事故等による電力需給のひっ迫を契機に、災害等の非常時で
23 あっても必要最低限のエネルギーを確保できるよう、再生可能エネルギーの活用やエネ
24 ルギーの効率的な利用を進めるという視点が重要となってきました。また、2019（令和
25 元）年10月には、令和元年東日本台風等による甚大な被害に見舞われており、安全・安
26 心に暮らすことができ災害時のリスクにも適切に対応できるまちづくりが必要とされ
27 ています。

28 このような状況を踏まえ、本市では、市民、事業者及び市の役割を適切に分担すると
29 ともに、連携して地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進します。

30

3 市内の温室効果ガス排出の現状

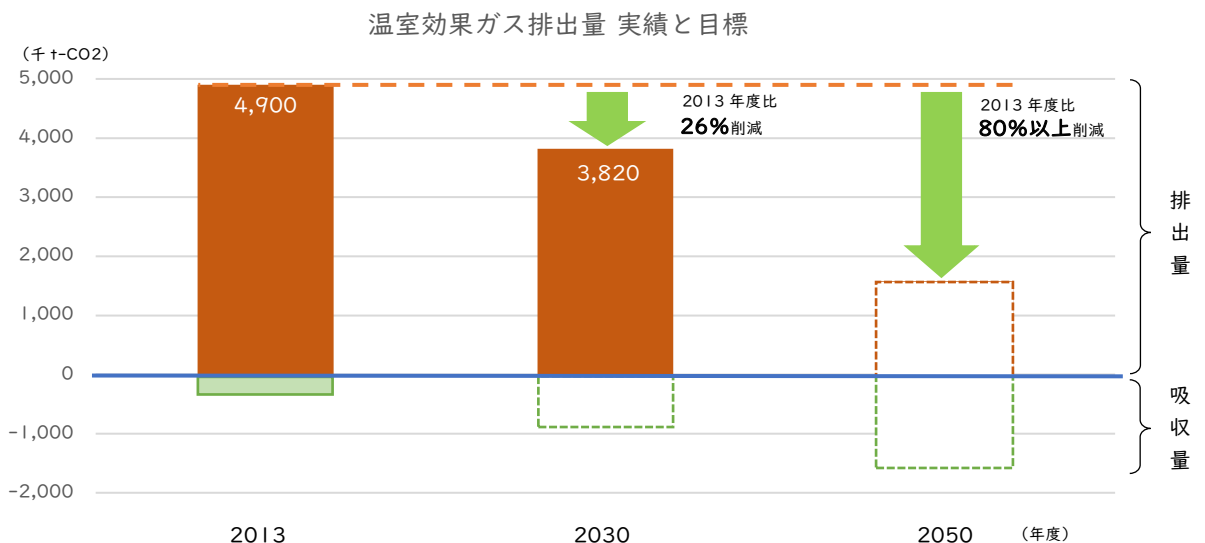
本市における2013(平成25)年度における温室効果ガスの排出量は、4,900千t-CO₂であり、その内訳は、製造業の工場などによる産業部門が約37.7%、自動車などの運輸部門が14.4%、家庭におけるエネルギー消費による民生家庭部門が約13.6%、小売業や事務所などの民生業務部門が約10.1%となっており、特に民生家庭部門、民生業務部門や運輸部門において、温室効果ガス排出量が増加(それぞれ、1990年度と比較し、90.8%、38.1%、11.3%の増加)しており、また、排出量全体としても増加傾向にあります。

参考指標	平成25年度	令和12年度	単位
市内全体からの 温室効果ガス排出量	4,900	3,820	千t-CO ₂ / 年

4 温室効果ガス排出量の削減目標

本市としては、地球温暖化問題に対して世界規模で対策を実施する国と連動して地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガス排出量の削減目標においても、国と連動するものとし、各種施策を推進します。将来的には、技術革新による温室効果ガス排出量の削減や森林等の温室効果ガス吸収源の整備などにより、温室効果ガスの排出量が吸収量と均衡し、排出量が実質ゼロ*となる「ゼロカーボンシティ(脱炭素社会)」を目指した取組等を進めます。

2030(令和12)年度：中期目標
2050(令和32)年度：長期目標



*実質ゼロ：地球温暖化を引き起こすCO₂などの温室効果ガスの排出量と、森林等による吸収量が釣り合った状態

第3章「施策（第1節：気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】）」

<参考 温室効果ガス削減量の例>

実施例	CO ₂ 削減量	備考
省エネ診断	7.4 t / 事業所	市の省エネアドバイザー派遣事業の提案内容による平均値
太陽光発電システム設置	3.1 t / 戸	市の住宅用太陽光発電補助の実績（4.5 kW / 戸）から試算
家庭用燃料電池 （エネファーム）設置	1.3 t / 戸	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構による「定置用燃料電池大規模実証研究事業」事業評価（事後評価）報告書による。
木質ペレットストーブ	1.1 t / 戸	1戸につき1 t / 台の木質ペレットを使用するとして推計
H E M S 設置	0.3 t / 戸	家庭の省エネ行動による節電効果を約10%として試算

<いわき市における温室効果ガス排出量詳細>

(単位：千t-co2)												
部門・ガス種	1990 年度	1995 年度	2000 年度	2005 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
総排出量	3,985	4,659	5,244	5,678	4,649	4,264	4,667	4,900	4,873	4,808	4,648	
エネルギー起源CO ₂	3,720	4,339	4,781	5,230	4,238	3,847	4,247	4,461	4,404	4,347	4,190	
エネルギー転換部門	342	375	370	555	690	462	628	748	694	604	604	
産業部門	2,037	2,189	2,527	2,779	1,794	1,494	1,730	1,849	1,821	1,853	1,751	
民生家庭部門	348	494	558	616	553	632	644	664	657	635	603	
民生業務部門	357	493	516	533	490	566	534	493	535	541	526	
運輸部門	635	787	810	747	711	693	711	707	696	713	706	
非エネルギー起源CO ₂	134	174	333	326	276	277	275	281	310	285	274	
メタン (CH ₄)	67	66	58	48	37	36	34	34	33	33	32	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	38	40	44	38	33	33	32	39	32	32	31	
代替フロン等4ガス等	25	41	29	37	65	71	79	85	94	111	120	

算
定
中

第2節 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】



ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立

3 R推進

食品ロス対策

プラスチック排出抑制対策

廃棄物の適正処理

一般廃棄物の適正処理

産業廃棄物の適正処理

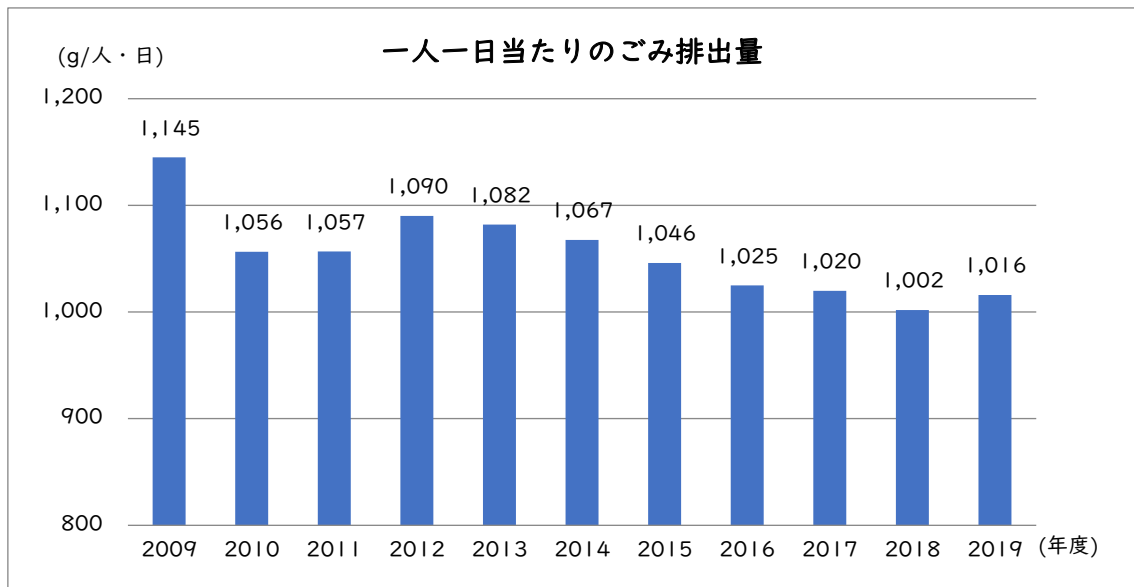
まちの美化と不法投棄の防止

まちの美化

不法投棄の防止

(1) ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立

現状と課題



- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを見直すとともに、ごみの3 R※（リデュース：発生抑制・リユース：再使用・リサイクル：再生利用）を推進し、環境にやさしい循環型社会を構築していく必要があります。
- ごみ排出量削減やリサイクル率向上に向け、環境産業の事業者との連携や、民間主導によるリサイクルを推進するなど、市民、事業者及び市が連携して取り組む必要があります。
- 3 Rの推進においては、環境への負荷軽減やごみ処理コスト削減の観点から、特に焼却ごみ（燃やすごみ）と埋立ごみ（燃やさないごみ）の削減を図っていく必要があります。
- 大量の食品ロスが発生することによりさまざまな影響や問題が発生します。ごみ処理コストの増加や焼却によるCO₂排出などにより環境負荷がかかります。日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解・把握し、削減のためにできることを一人一人が考え、行動に移す必要があります。
- プラスチックは、私たちの生活において、広く利用されていますが、世界的に年間で相当量のプラスチックごみが海に流出していると言われており、生態系や生活環境などへの影響が懸念されています。より一層、プラスチックごみの排出抑制などに取り組む必要があります。
- また、地域特性や循環資源※の性質などに応じ、最適な規模による地域循環圏※を構築していく必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和元年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
一人一日当たりのごみの排出量	1,016	算定中	g/人・日
リサイクル率	22.4	22.0	%
食品ロス発生量	6,320 (平成29年度)	4,800	t/年

施策の展開

① 3Rの推進

施策の例・方向性	担当課
・ 市民及び市内外の事業者と連携し、発生抑制を主眼とした各種3R施策を推進	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]
・ 多量排出事業者を対象にした立入調査や、市の処理施設における搬入物検査の強化などにより、事業系廃棄物※の更なる減量	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所] [廃棄物対策課]
・ 生ごみの減量化を促進	[ごみ減量推進課]
・ ごみ処理の適切な費用負担のあり方について検討	[ごみ減量推進課]
・ 市民及び事業者等との連携により、生ごみが地域の中で資源循環※するシステムの構築	[ごみ減量推進課]
・ 各リサイクル法の周知・啓発	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所] など
・ 再資源化できるごみが、「燃やすごみ」や「燃やさないごみ」に混入しないよう、分別の徹底を呼びかけるとともに、分別ルールを分かりやすく周知	[ごみ減量推進課]
・ 環境産業との協働により、食品残渣や剪定枝等のバイオマスについて、民間におけるリサイクル処理の流れを推進	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]

② 食品ロス対策

施策の例・方向性	担当課
・ 食品ロス削減の重要性に関する意識の醸成	[ごみ減量推進課]
・ 食品ロス削減のために暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発	[ごみ減量推進課]
・ 食品ロス実態の調査	[ごみ減量推進課] など
・ 多様なライフスタイルを通じた食育の推進	[地域保健課]

③ プラスチック排出抑制対策

施策の例・方向性	担当課
・レジ袋の有料化などを契機とした、容器包装系ごみ※の更なる減量の推進	[ごみ減量推進課]
・再生プラスチックやバイオプラスチックなどの利用推進に係る調査・研究	[環境企画課] [ごみ減量推進課]
・河川や海岸の愛護思想を普及啓発するとともに、ポイ捨てや不法投棄の対策強化を図ることにより、プラスチックごみの海への流出を抑制	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市 民

- ・ 詰替えや充電、長期間の使用が可能な商品、またはリサイクル商品を積極的に購入し、使い捨て商品は極力購入を控えます。
- ・ 買い物の際には、過剰包装を断るとともに、マイバッグを使用します。
- ・ 道具などは、修理や再使用により、長期間使用します。
- ・ リサイクルショップやフリーマーケットを利用します。
- ・ 食材購入は適量とし、食べきれる量だけ調理します。また生ごみの水切りを徹底し、なるべく堆肥化するとともに、地域で利用・循環できる仕組みづくりを検討します。
- ・ 古紙、ビン、プラスチック、廃油などの資源回収や分別収集に積極的に参加します。
- ・ 買い物の前に家にある食材をチェックするなど、定期的に冷蔵庫内の在庫管理を行い、適量の購入に努めます。

● 事業者

- ・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、分別を徹底します。
- ・ 過剰包装を控えるとともに、マイバッグの利用を積極的に推奨します。
- ・ 備品などはできるだけ長く使用するとともに、購入する際は再使用や再生利用が可能なリサイクル商品を選びます。
- ・ 製品開発においては、再使用や再生利用、分別処理を考慮するとともに、長期間の使用が可能となるよう修理体制を充実させます。
- ・ 業務上排出される生ごみなどの堆肥化などを検討します。
- ・ 商品の予約販売など需要に見合った販売を検討します。



コラム

廃棄物処理やリサイクルの優先順位

循環型社会形成推進基本法において、循環可能な資源の再利用と環境への負荷軽減を図るため、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を次のように定めています。

① 発生抑制（リデュース）

製品を長く使ったり生産工程で出るごみを減らしたりしてごみを減らすこと。

② 再使用（リユース）

一度使用して不用になったものをそのままの形でもう一度使うこと。

③ 再生利用（リサイクル）

ごみを利用しやすいように処理し新しい製品の原材料として使うこと。

④ 熱回収

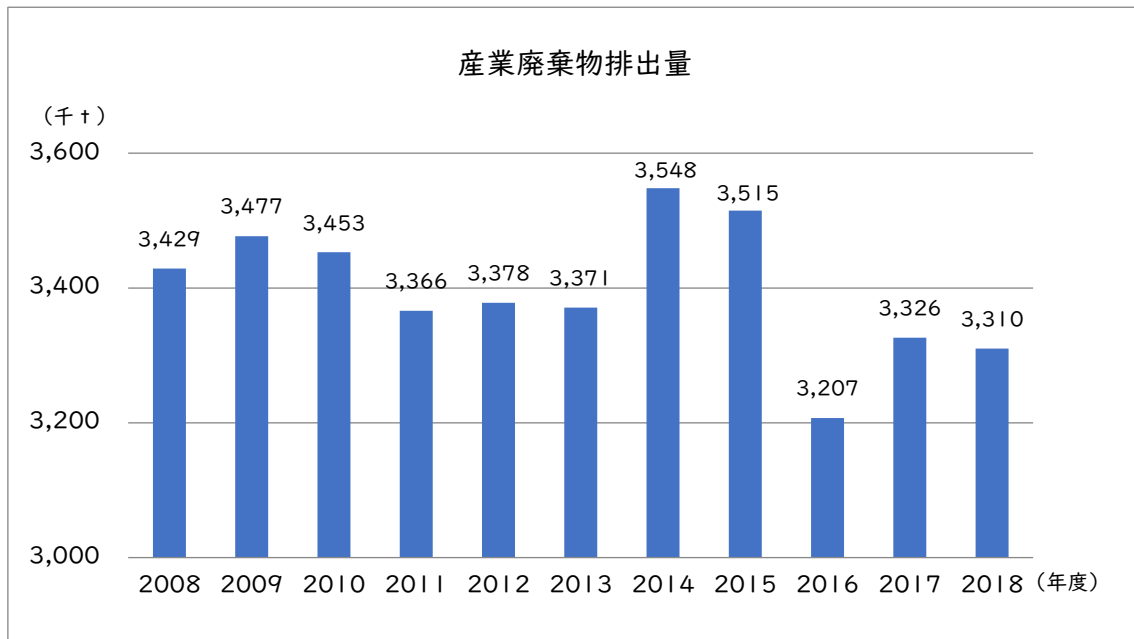
ごみを単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

⑤ 適正処分

①から④までの利用が行われないものに限り適正に埋立処分すること。

(2) 廃棄物の適正処理

現状と課題



- 廃棄物は不要なものとして放置や不十分な処理がされがちであり、各地で環境問題が発生してきました。
- 廃棄物の不適正処理は生活環境に悪影響を及ぼすため、廃棄物の適正処理や処理施設の適正運用が求められています。
- 不適正処理の未然防止や早期発見のため、立入検査における処理施設の適正な維持管理に関する指導や、不法投棄に対する監視体制の整備を継続していくことが重要です。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
産業廃棄物排出量	3,310	算定中	千t/年
産業廃棄物減量化・再生利用率	96	算定中	%

1 施策の展開

2 ① 一般廃棄物の適正処理

施策の例・方向性	担当課
・清掃センターや最終処分場など市処理施設の安定的かつ効率的な処理体制の構築	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]
・市内外の環境産業※と連携し、地域循環圏※の考え方に基づいた適切な処理体制を構築	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]
・産業廃棄物※と併せ、廃棄物の排出者責任の徹底や、拡大生産者責任の考え方の浸透	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]

3 ② 産業廃棄物の適正処理

施策の例・方向性	担当課
・自社処理施設の整備などにより、産業廃棄物の再利用や再生利用を促進	[廃棄物対策課]
・中間処理業者※については、今後、環境リスク又は耐用年数などを見据えた長期的な施設運用や更新を指導	[廃棄物対策課]
・循環型社会の形成に寄与する新技術の導入などを啓発し、環境負荷の低減を促進	[廃棄物対策課]
・産業廃棄物の適正処理と生活環境の保全を図るため、中間処理施設※や最終処分場への監督・指導を実施	[廃棄物対策課]
・処理施設の適切な跡地利用に関する助言や指導を実施	[廃棄物対策課]

4 市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

5 ● 市 民

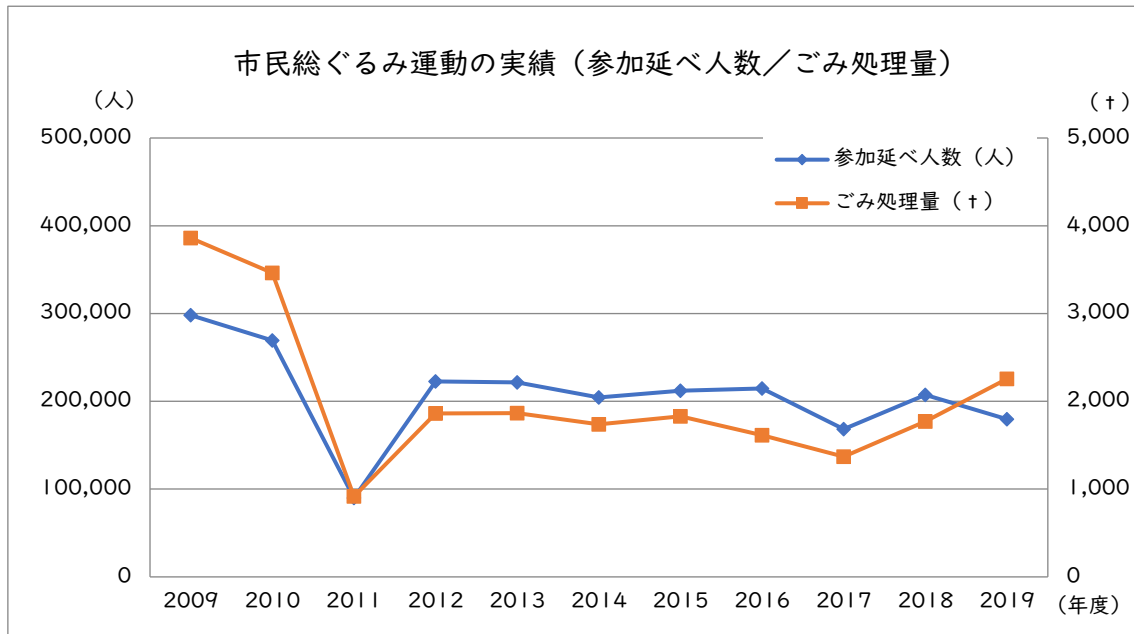
- 6 ・ごみの分別を徹底します。
- 7 ・大型ごみや家電リサイクル対象品は、決められた手続きに基づいて処理します。
- 8 ・除草や剪定をした際には、なるべく堆肥化するなど再利用します。
- 9 ・野外焼却は行いません。

10 ● 事業者

- 11 ・廃棄物の処理は法令などを遵守し、野外焼却や不適切な保管は行いません。
- 12 ・産業廃棄物の処理は産業廃棄物管理票制度※に基づき、処理経過を明確にします。
- 13 ・処理施設は、耐用年数等を考慮し、適切な計画に基づいて運用します。

(3) まちの美化と不法投棄の防止

現状と課題



- 本市では、1982（昭和57）年に開始した「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動※」など、長年にわたり市民及び事業者による自主的な美化活動が続けられています。
- 散乱ごみのない、清潔で美しいまちづくりを進めるため、引き続き、市民の自主的な美化活動を支援し、観光地や公園などまちの美観向上を促進する必要があります。
- また、「市ポイ捨て防止による美化推進条例※」の適切な運用も続ける必要があります。
- 産業廃棄物※、一般廃棄物※を問わず、廃棄物の不法投棄は、後を絶たず、環境汚染の一つの要因として問題になっています。不法投棄の原因としては、分別や収集日の間隔、処理手続きや費用が不明であることなどが考えられることから、簡単かつ適正に処理できる仕組みを構築する必要があります。
- 関係機関と連携した産業廃棄物収集運搬車両路上調査やパトロールなどの実施により、不法投棄を防止するため、これまで以上に積極的に取り組む必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和元年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
クリーンピー応援隊登録者数	5,689	6,200	人/年
不法投棄監視サポーター登録者数	1,156	1,900	人/年

施策の展開

① まちの美化

施策の例・方向性	担当課
・まちの美化や環境美化に対するモラルの向上を図るため、「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動※」の推進や「クリーンピー応援隊※」への支援を実施	[ごみ減量推進課]
・クリーンピー応援隊への支援などを通じて、美化活動の輪を広げるとともに、散乱ごみの防止などまちの美化を図り、ポイ捨てしない・させない環境づくりを推進	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]
・利用者によるごみ集積所の適正な管理を促進	[ごみ減量推進課]

② 不法投棄の防止

施策の例・方向性	担当課
・不法投棄の未然防止を図るため、パトロールなどを実施	[廃棄物対策課]
・持参した大型ごみ等の手続きから回収をワンストップで行う特別回収事業の本事業化に向けた取組を推進	[廃棄物対策課]
・不法投棄に対する監視強化のため、関係機関との連携のほか、市民への啓発や不法投棄監視サポーター※による活動を推進	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]
・環境へ及ぼす影響を最小限に留めるため、不法投棄者への不法投棄物の撤去指導を迅速化	[廃棄物対策課]

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・市民総ぐるみ運動をはじめ、地域の美化活動等に積極的に参加します。
- ・ポイ捨ては絶対にしません、させません。また、見つけたごみは拾い、ごみを捨てられない環境をつくれます。
- ・ごみ集積所の利用や管理を適正に行います。
- ・所有している山林や空き地には、不法投棄されないよう自衛手段を講じます。

● 事業者

- ・事業所周辺の美化活動などを積極的に行います。
- ・地域の美化活動などに積極的に参加し、連携を図ります。
- ・土地の管理は適正に行い、不法投棄されない環境づくりに努めます。

第3節 生き物の多様性を守り、 自然の恵みを享受できるまち【共生】



生物多様性地域戦略

生物多様性への理解の促進

環境教育、自然環境調査の実施

希少動植物の保全

生態系被害防止外来種への対応

生物多様性の確保

森林・農地・河川等の保全

緑地の保全と緑化の推進

景観・天然記念物等の保全

鳥獣被害への対応

自然とのふれあいの機会の創出

環境教育等行動計画

人と自然のふれあいの充実

公園・緑地の整備と管理の推進

第3章「施策（第3節：生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】）」

(1) 生物多様性への理解の促進

現状と課題

- 国は、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境を保全することを目的として、2008年（平成20）年に「生物多様性基本法」を制定しました。
- 生物多様性による恵み（生態系サービス）は、食料等の供給、防災・減災、土壌形成など、豊かで健康、安全な生活を支えるものであり、グリーンインフラとしても重要であることから、環境負荷の少ない継続的なかわりあい（利用）を通じて、森林や緑地などの保全と創造を図る必要があります。
- 市が実施した環境に関するアンケート調査結果によれば、市民及び事業者ともに、市の取組に対する重要度の認識が低い傾向にあり、生物多様性の重要度が十分に理解されていないと考えられることから、生物多様性の理解の促進に取り組む必要があります。
- 市の植生は、概観するとコナラなどのヤブツバキクラス域※の代償植生※、または植林地が大半を占めており、自然植生※は限られた地域に分布しています。また、植物種の中には、本市が南限、または北限となっている種や、絶滅が危惧されている種も見られます。
- 海外由来の移入生物で、農作物や日本固有の生態系等に影響を与える特定外来生物※など生態系被害防止外来種※について、市内の分布状況に関する情報・知見は十分ではありませんが、平成28年から実施している市民参加型の生き物調査では、アメリカザリガニ、アカミミガメ、オオキンケイギク、アレチウリ等が市内で目撃されていることから、拡散の防止に取り組む必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和元年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
野生動植物等調査参加者数（注）	2,549	7,000	人
自然体験型イベントの開催数	31	50	回/年

（注）各年度における累計値

施策の展開

① 環境教育、自然環境調査の実施

施策の例・方向性	担当課
・ 生物多様性※に関する理解の促進	[環境企画課]など
・ 自然とのふれあいの推進など生物多様性に関する学習機会の創出	[環境企画課]など
・ 生物多様性を保全していくための基礎情報の収集や市民への普及啓発を目的に、野生動植物の生息・生育状況等を調査	[環境企画課]
・ 自然環境や生物多様性に関する市民の自主的な活動に対し、専門家（環境アドバイザー※）を派遣	[環境企画課]

第3章「施策（第3節：生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】）」

1 ② 希少動植物の保全

施策の例・方向性	担当課
・希少野生動植物の生息・生育状況に関する情報収集、生息・生育地の保全の検討及び土地所有者等への助言などを実施	[環境企画課]など
・河川や公園などの整備においては、野生動植物の生息・生育環境の保全と創出に配慮	[河川課] [公園緑地課]
・開発行為に対し、関連法令に基づき、希少野生動植物や在来種への影響の回避・低減などを意見・指導	[環境企画課]
・希少動植物の保全活動を主体的に行う市民団体など環境保全の担い手を支援	[環境企画課]
・「いわき伝統野菜」などの在来種の保護や警鐘を目的とした、生産振興と体験学習などを通じた希少作物への理解促進	[農業振興課]

2

3 ③ 生態系被害防止外来種への対応

施策の例・方向性	担当課
・生態系被害防止外来種※の拡散を防止	[環境企画課]
・ヒアリ、セアカゴケグモ、カミツキガメ等の危険な特定外来生物の目撃に関する関係機関との情報共有を実施	[環境企画課]など
・生態系被害防止外来種の防除活動を主体的に行う市民団体など環境保全の担い手を支援	[環境企画課]
・生態系被害防止外来種の駆除を体験・学習するイベントを実施	[環境企画課]

4

5 市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

6 ● 市 民

- 7 ・身近な動植物等に興味を持つとともに、むやみに採取したり傷をつけたりしません。
- 8 ・外来生物等を遺棄したり、逃がしたりしません。
- 9 ・所有地や地域における生態系被害防止外来種の生息・生育状況の把握や防除に努めます。

10 ● 事業者

- 11 ・敷地内及びその周辺における生態系被害防止外来種の生息・生育状況の把握や防除に努め、植栽等においては、在来植物への影響を考慮します。

12

(2) 生物多様性の確保

現状と課題

- 市の海岸部は、小名浜港を除き、すべて「磐城海岸県立自然公園」及び「勿来県立自然公園」に指定されています。内陸部では、夏井川溪谷周辺や水石山、小玉川周辺が「夏井川溪谷県立自然公園」に、市北西端の矢大臣山周辺が「阿武隈高原中部県立自然公園」の一部に、市南部の仏具山、四時川溪谷周辺が「勿来県立自然公園」にそれぞれ指定されており、さらには、「高倉山」、「御斎所山」、「好間川溪谷」が「県自然環境保全地域」に指定されています。
- 学術上価値の高いものとして「中釜戸のシダレモミジ」など38件が天然記念物に指定されているほか、長い歳月をかけた自然の営みにより形成された風致景観や、人々の生活及び風土によって支えられてきた文化的な景観が各地に点在しています。
- これらの優れた自然は、周囲の自然環境との調和のもと、地域の象徴となる景観を創出するとともに、生態系ネットワーク※の核として生物多様性の保全に寄与しています。
- 自然環境を構成する森林、農地、里地里山※、都市緑地、河川、海などは、人との適度ななかかわりあいの中で、自然災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、野生生物の生息・生育空間や人と自然がふれあう場の提供など、さまざまな公益的機能※を発揮しています。環境負荷の少ない継続的ななかかわりあい（利用）を通じて、森林や緑地などの保全と創造を図っていく必要があります。
- 一方、人口減少や高齢化に加え原子力発電所事故による環境の汚染に伴う人間活動の縮小（狩猟者の減少、手入れの行き届かない森林や耕作放棄地※の増加など）により、イノシシやハクビシン、カワウなどの野生鳥獣による農業等被害が発生しています。特に、イノシシによる被害は拡大傾向にあり、山際の農地において被害が深刻化するとともに、市街地周辺まで出没する事案も発生しています。対策としては、「イノシシの個体数を抑制しつつ、人の生活圏からのすみ分けを図る」ことを目標として、引き続き、個体数抑制に向けた「捕獲」、耕作放棄地の解消や間伐、草刈など緩衝帯の整備による「生息環境管理」、電気柵の設置等による「被害防除」の三つの被害防止対策を、総合的に取り組む必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和元年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
中山間地域等直接支払交付対象面積	1,200	算定中	ha/年
緑地協定面積	197.28	算定中	ha/年
保存樹林面積	6.02	算定中	ha/年
イノシシの推定生息数	13,351	7,500	頭/年

施策の展開

① 森林・農地・河川等の保全

施策の例・方向性	担当課
・森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、森林の機能区分に応じた森林施業や多岐にわたる森林整備を推進	[林務課]
・森林保全活動を行う団体などを支援し、森林整備を行うとともに、森林保全を担う人材を育成	[林務課]
・耕作放棄地※の発生防止と解消に向け、中山間地域等直接支払集落協定※の締結を促進しながら、耕作放棄地対策協議会など関係者・関係機関が連携して対策を検討	[農業振興課] [農業委員会事務局]
・広域にわたり生態系に重大な影響を与えるおそれのある、河川や海の汚染については、関係機関や周辺市町村との連携のもと、原因究明や発生源対策を実施	[環境監視センター] [環境企画課]など
・ビオトープ※や水質調査などを行っている市民団体や学校等と連携を図り、先進的または独自に取り組む環境教育を把握し、環境教育への促進に努める。	[環境企画課] [学校教育課]など
・開発行為に対し、関連法令に基づき、森林・農地・河川等の自然環境への影響の回避・低減などを意見・指導	[環境企画課]など
・エコファーマーや有機栽培などの環境保全型農業や、有機性資源の循環利用の促進	[農業振興課]
・資源管理型漁業の推進	[水産課]

第3章「施策（第3節：生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】）」

1 ② 緑地の保全と緑化の推進

施策の例・方向性	担当課
・ 宅地分譲などの機会を捉えて、緑地協定※の締結を促進	[公園緑地課]
・ 健全で、かつ樹容が美観上特に優れた木や林を保存樹木※または保存樹林※として指定し、適切に保全するとともに、保存樹木等を活用し、緑の保護・育成	[公園緑地課]

2

3 ③ 景観・天然記念物等の保全

施策の例・方向性	担当課
・ 一定規模以上の開発行為に対し、近接する自然、生活及び歴史・文化的な景観を損ねることがないように配慮を求める。	[都市計画課] [建築指導課]
・ 学術上または鑑賞上価値の高い名勝地や動植物等並びに地域の生活や風土に根ざした文化的な景観を、文化財への指定などを通じ適切に保存	[文化振興課]

4

5 ④ 鳥獣被害への対応

施策の例・方向性	担当課
・ 特にイノシシについては、個体数に留意しながら、年間捕獲目標頭数の達成に向けて、県、猟友会及び農業関連団体などとの連携のもと、対策を実施	[環境企画課] [農業振興課]など
・ 鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地※の解消や被害防止にかかる農家支援など、鳥獣被害予防に向けた農業施策を実施	[農業振興課]
・ 野生鳥獣の生態や鳥獣被害に対する自衛策の普及啓発	[農業振興課]

6

7 市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

8 ● 市 民

- 9 ・ 地域の自然や公園等、身近な緑を大切にします。
- 10 ・ 地域における森林・農地・河川等の保全活動等に積極的に参加します。
- 11 ・ 緑のカーテンや花壇の設置など、生き物が生息・生育できる環境の確保に努めます。
- 12 ・ FSC認証など生物多様性に関する認証を受けた商品の積極的な購入や、使い捨てプラスチック製品をなるべく購入しないよう努めます。
- 13 ・ エコファーマーや有機JAS認証農産物など、化学肥料や農薬の使用を低減し、環境に配慮した地元の食材を積極的に購入し、味わいます。
- 14 ・ 地域の歴史、自然文化を学び、継承します。
- 15 ・ 自然を楽しむ際には、マナーを守ります。
- 16 ・ 野生鳥獣への自衛手段を積極的に講じます。

19

● 事業者

- ・ 化学肥料や農薬の使用をできるだけ減らすなど、土壌等への環境負荷を低減します。
- ・ 事故等による環境への影響を最小限に抑えるため、危機管理体制を充実させます。
- ・ 敷地内の緑地や所有する林地等は、間伐等を行うなど、適切な管理に努め、また、野生動植物の生息・生育状況等の把握に努めます。
- ・ 開発等は法令等の遵守はもとより、なるべく環境負荷の少ない工法等を選択します。
- ・ 地域における森林・農地・河川等の保全活動等に積極的に参加します。
- ・ 敷地内の緑化、緑のカーテンやビオトープの設置など、生き物が生息・生育できる環境の確保に努めます。
- ・ FSC認証など生物多様性に関する認証を受けた商品の積極的な購入し、使い捨てプラスチック製品をなるべく購入しないよう努めます。
- ・ 管理する敷地内への鳥獣等の侵入防止策を講じます。
- ・ 資源管理型漁業を推進します。

(3) 自然とのふれあいの機会の創出

現状と課題

- 本市は、四つの県立自然公園と三つの県自然環境保全地域を有し、多様で美しい自然環境に恵まれています。市民はもとより、市外からも多くの方が本市の山や海に訪れ、いわきの自然に親しんでいます。
- 市では、「市フラワーセンター」や「いわきの里鬼ヶ城」、「石森山生活環境保全林」・「ときわ台生活環境保全林」など自然とふれあうことができる場の整備を行うとともに、「いわき市都市緑化まつり※」などのイベント開催、さらには「森林ボランティア活動支援事業※」などを実施し、自然とのふれあいを通じて、自然に対する関心を高めるための諸施策を展開しています。
- さまざまな環境分野の中でも、自然体験を踏まえた環境保全活動や環境学習を行う、市民活動や学校教育が活発に行われています。また、美しい自然を活用したウォーキング大会なども市内各地で開催されています。
- 自然とのふれあい、心のやすらぎや感動を得ることは、自然に対する理解を深め、環境を大切にする心を育むうえで重要な意義を有しています。地域固有の生物相※や景観を正しく理解し、自然の恵みを将来に継承していくため、既存施設等の有効活用や活発な市民活動や学校などとの連携を図りながら、より多くの市民が自然とふれあうことができるような機会の創出に努めていく必要があります。
- エコツーリズムとは、地域における自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることで、その価値や大切さが理解され、保全につながる仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることにより、地域住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、地域社会そのものが活性化されていくことが期待されます。
- 国及び県では、平成31年に、県内の自然資源活用による「ふくしまグリーン復興構想」を策定しており、県内の豊かな自然環境の保全と調和を図りながら、自然公園の魅力の向上や周遊の仕組みづくり等を通じて、自然の恵みや持続可能な活用等を次世代に継承することを目指しています。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和元年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
森林ボランティア活動等参加者数	767	1,000	人/年
造林事業実施面積（注）	16,388.94	21,093.30	ha

(注)各年度における累計値

1 施策の展開

2 ① 人と自然のふれあいの充実

施策の例・方向性	担当課
・公園や遊歩道などの既存施設が、自然とのふれあい空間として有効に機能するよう適切に維持管理	[林務課] [公園緑地課]
・「市フラワーセンター」など自然体験施設において、施設の立地や機能を活かした自然体験型学習メニューの充実	[農業振興課] [林務課]
・動物の愛護及び周辺の生活環境に配慮した飼養のマナーなどについて啓発を行い、必要に応じ、飼い主に対し助言・指導	[生活衛生課]
・自然観察会やエコツアーなど、自然環境や生物多様性に関する普及啓発を目的とした自然体験型イベントを実施	[環境企画課]など
・自然環境や生物多様性に関する普及啓発などを目的とした野生動植物の生息・生育状況等の調査及び情報収集を継続	[環境企画課]
・事業者が行う生物多様性の保全活動を支援・促進	[環境企画課]

4 ② 公園・緑地の整備と管理の推進

施策の例・方向性	担当課
・森林施業の実体験を通じ、森林の公益的機能※に対する理解と関心を高めるため、植栽や森林整備を行う市民団体などを支援	[林務課]
・都市公園整備や、道路沿道などの緑化を推進し、緑のある都市空間を形成	[公園緑地課]など
・生垣設置に対する支援などにより、居住地における緑化を促進	[公園緑地課]
・間伐などの森林整備を推進	[林務課]
・市民及び市民団体などの緑化推進活動や森林整備活動を促進	[林務課]

6 市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

7 ● 市民

- ・地域、学校等を通じ、身近な環境について学びます。
- ・自然観察会や自然体験活動等に積極的に参加し、山や河川、海等の自然とのつきあい方を学びます。
- ・自然体験施設等を積極的に利用します。
- ・緑のカーテンや花壇の設置など、自然とふれあう空間の形成に努めます。
- ・地域における自然環境資源の価値を再認識し、観光振興や地域振興に持続可能な形で活用する方法を考え、保全活動やガイドなどで積極的にかかわります。

15 ● 事業者

- ・従業員やその家族が自然に親しむ機会が得られるよう配慮します。
- ・敷地内の緑化、緑のカーテンやビオトープの設置など、自然とふれあう空間形成に努めます。

第4節 生活環境を保全し、快適に暮らせる まち【安全・快適】



大気・水等の保全

大気・水環境等の監視の継続

発生源対策

生活排水対策の推進

自然災害への対応

災害への対応

分散型エネルギーによる災害に強いまちづくり

放射性物質への対応

状況に応じた除染

空間線量モニタリング

(1) 大気・水等の保全

現状と課題

- 大気環境の監視は、11か所の一般環境大気測定局※と1か所の自動車排出ガス測定局※で大気汚染物質の濃度等を常時監視（24時間365日）しています。光化学オキシダントは、全測定局で環境基準※の未達成が継続していますが、全国的にも同様の状況となっています。光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）が、健康被害につながるおそれのある緊急時の基準を超過した際には、周知対応にも留意する必要があります。
- 水環境の監視は、17河川（19水域・25地点）における河川調査及び9水域・20地点における河川及び海域調査により水質等を監視しています。環境基準が設定されていない一部の水域では、生活排水による環境負荷が高いことから、継続して水環境の保全に努める必要があります。
- 市では、2020（令和2）年度に「市総合生活排水対策方針※」を改定し、生活排水の適正な処理に向けた取組を進めていますが、広大な市域を有する本市においては、污水处理人口普及率が全国平均と比べ依然低い水準にあります。本市の生活排水処理施設のうち、公共下水道等は、概ね整備が完了していることから、今後は、合併処理浄化槽の普及促進を行い、污水处理の未普及解消に努める必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 （令和元年度）	目標年度 （令和12年度）	単位
大気環境基準達成率	87.3	100.0	%
水質（河川）環境基準達成率	100.0	100.0	%
污水处理人口普及率	86.4	95.2	%

施策の展開

① 大気・水環境等の監視の継続

施策の例・方向性	担当課
・ 人の健康や生活環境に被害を及ぼす大気汚染物質を監視	[環境監視センター]
・ 固定発生源※に対しては、排出基準の遵守の徹底を指導	[環境監視センター]
・ 大規模大気発生源工場※に対しては、排出ガス中の硫黄酸化物※や窒素酸化物※等の常時監視を実施	[環境監視センター]
・ 生活環境を保全することを目的とした公害防止協定※の締結	[環境企画課]

② 発生源対策

施策の例・方向性	担当課
・市内の河川、海域における水質汚濁の状況を把握するため、人の健康や生活環境に被害を及ぼす物質を監視	[環境監視センター]
・法令に基づく立入検査などを通じ、事業者に対して排水基準の遵守の徹底を指導	[環境監視センター]
・地下水質の状況を把握するため、人の健康に影響を及ぼす物質を監視し、汚染された地下水や土壌の早期発見に努める。	[環境監視センター]
・化学物質を使用する工場などに対して排出水に係る立入検査を実施し、土壌汚染の未然防止を図るとともに、土壌汚染のおそれのある土地については、関連法令に基づき、適正に管理するよう事業者を指導	[環境監視センター]

③ 生活排水対策の推進

施策の例・方向性	担当課
・公共下水道※、合併処理浄化槽※及び農業集落排水※等の生活排水処理施設が有するそれぞれの特性などを十分に考慮しながら、効果的・効率的に生活排水対策を推進 このうち、公共下水道については、未整備区域の早期解消を図り、下水道等以外の区域については、合併処理浄化槽の普及を促進	[生活排水対策室] [経営企画課] [下水道事業課]
・水環境への負荷を減らすため、生活排水処理施設の適正・適切な維持管理の取組を推進	[生活排水対策室] [経営企画課] [下水道事業課]
・市民、事業者及び市などが一体となり、身近な水環境の維持・改善を図るという大きな目的に対する共通認識を持ち、それぞれの責任と役割分担の中で生活排水対策を推進できるよう、広報・広聴活動などによる情報の共有と問題意識の醸成を図る。	[生活排水対策室] [経営企画課] [下水道事業課]

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・排水ネットの利用や合成洗剤の利用の削減、油污れの拭き取りなど、生活排水の環境負荷低減に努めます。
- ・公共下水道や農業集落排水処理施設※が整備されない地域では、合併処理浄化槽※を導入し、適切な管理を行うことにより、生活排水による水環境への負荷を減らします。

● 事業者

- ・汚染物質の関連法令等を遵守するとともに、処理施設等の適切な整備、管理を行います。
- ・公害防止協定※等に基づき、汚染物質等の排出削減に努めます。

(2) 自然災害への対応

現状と課題

- いつでも起こり得る災害に対して、高い防災意識・危機意識を維持し続けることや、さまざまな災害から命と財産を守るため、災害を未然に防ぐことや、少しでも被害を小さくすることなど、防災力の強化が必要です。（再掲：第3章第1節（3））
- 東日本大震災をはじめ、近年の豪雨・台風等により、大規模集中型のエネルギーによる電力の供給体制の柔軟性の欠如が浮き彫りになり、これを補完する分散型エネルギーの検討が必要です。
- 国の第五次環境基本計画では、「地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、コージェネレーション、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入すること（中略）で、災害が生じた際も必要なエネルギーを迅速に供給することができることから、国土強靱化と低炭素、資源循環で整合的な取組を推進する。」とされています。
- また、地域の特徴を踏まえたエネルギーを地域で有効に活用する地産地消型エネルギーは、エネルギー供給体制の多様化はもちろん、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大に貢献する取組であり、加えて、スマートシティや交通システムの構築等のまちづくりと一体的にその導入を進めることで、地域の活性化にも貢献し、「地域循環共生圏」の形成にも寄与すると考えられています。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和元年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
熱中症搬送患者数（注）	207 (直近5か年平均)	削減に努める	人/年
多面的支払交付金対象面積（注）	2,542	算定中	ha/年
防災訓練参加者数（注）	5,599	20,000	人/年

(注)「第3章第1節（1）気候変動への対応」の指標を再掲

施策の展開

① 自然災害への対応

施策の例・方向性	担当課
・ 市民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化支援（再掲）	[危機管理課]
・ 治水対策として、被害を最小限に抑えることを目的とした準用河川等の改良事業の実施（再掲）	[河川課]
・ 土砂災害（がけ崩れ）に対するインフラ整備（再掲）	[林務課]など
・ 宅地内から敷地外への急激な雨水流出を抑える設備の普及を促進し、水資源の有効活用を図る また、敷地外から宅地内への急激な雨水流入を防止する設備の普及を促進し、市民の防災意識の高揚を図る（再掲）	[生活排水対策室] [経営企画課]

② 分散型エネルギーによる災害に強いまちづくり

施策の例・方向性	担当課
・ 持続可能な社会の実現に向け、再生可能エネルギーの地域内循環、IoT技術等の活用、及び省エネ型ライフスタイルへの転換などを組み合わせた、スマートシティモデル構築に向けた取組について検討	[環境企画課] [都市計画課]など
・ 分散配置された各拠点が有機的に連携するネットワーク型コンパクトシティの形成を図る立地適正化計画の具現化を推進	[都市計画課]
・ 防災や電力ひっ迫時の対策に資する蓄電池の導入促進（再掲）	[環境企画課]
・ 再生可能エネルギーや蓄電池などの分散型エネルギーによる、災害時に強く環境負荷の少ないまちづくりに向けた調査・研究	[環境企画課]など
・ HEMS等のエネルギーマネジメントシステムと連動した再生可能エネルギーの導入推進	[環境企画課]など

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

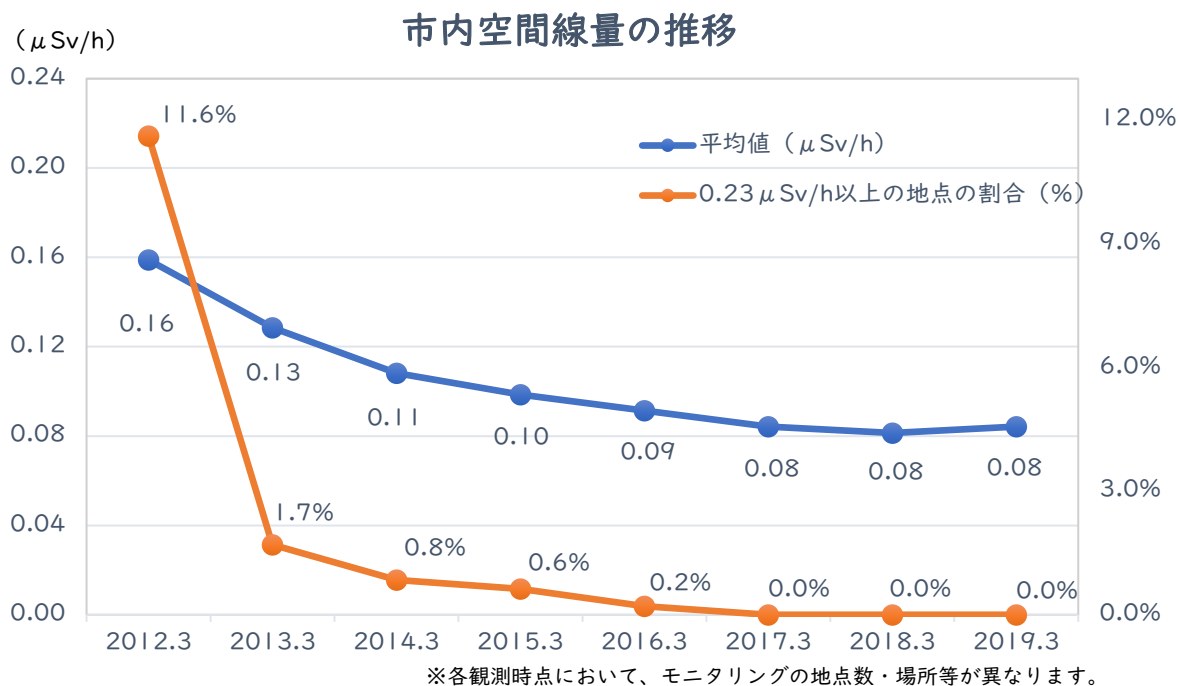
- ・ 自らの安全は自ら守るとの防災意識を持ち、平常時より災害への備えを心がけます。
- ・ 太陽光発電や蓄電システムなどの再生可能エネルギー利用機器の導入に努めます。
- ・ 学習・体験施設などを積極的に利用し、再生可能エネルギーへの理解向上に努めます。

● 事業者

- ・ 防災体制の整備や防災訓練を実施するなど、従業員や利用者等の安全を確保します。
- ・ 災害時の影響を踏まえた BCP（事業継続計画）を策定します。
- ・ 地域内での経済循環が生まれる形での再生可能エネルギーの導入に努めます。

(3) 放射性物質への対応

現状と課題



- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴って大量に放出・拡散した放射性物質※により、環境の汚染はもとより、市民の健康不安、農水産業への実被害、風評被害など、市民生活及び産業面において極めて深刻な影響が生じました。
- 市では、生活空間の除染により線量低減を図るため、「市除染実施計画※」に基づく除染を実施し、平成29年11月末までに面的除染が完了しました。
- 中間貯蔵施設への除去土壌等の受入れについて、国は、平成28年3月に「中間貯蔵施設に係る当面5年間の見通し」を公表し、段階的な輸送を始め、平成30年12月にはその完了見込みが令和3年度中であることを公表しました。現在、その達成に向けて、国による中間貯蔵施設への輸送が行われています。

施策の展開

① 状況に応じた除染

施策の例・方向性	担当課
・子どもの生活空間を中心にホットスポットが発見された際は、国及び県と協議のうえ、線量低減の方法等を検討し、必要に応じて線量低減作業を実施	[除染対策課]
・除去土壌等仮置場の適正な管理及び監視に引き続き取り組む。	[除染対策課]
・除去土壌等の受入体制の構築、ホットスポットの除染に伴い発生した土壌の処理、対象種別に応じた具体的な除染手法の確立等について、国の責任の下、安全かつ着実に推進されるよう、国等に対し、継続して要望を行う。	[除染対策課]

② 空間線量モニタリング

施策の例・方向性	担当課
・市内2,000か所の空間線量を年2回測定し、「iマップ」（いわき市放射線量測定マップ※）に公表するなど、きめ細かい空間線量モニタリングを実施	[除染対策課]
・除染事業における仮置場に、放射線量を常時測定・監視するための機器を設置し、仮置場の安全性の確認体制を構築するとともに、収集した測定結果を常時公開することで、仮置場における住民理解の促進を図る。	[除染対策課]
・福島第一原子力発電所における廃炉作業の確実な安全対策と十分な環境モニタリングの実施について、国等に対し、継続して求める。	[原子力対策課]

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・放射線に対する正しい理解に努めます。

● 事業者

- ・放射線に対する正しい理解に努めます。

第5節 みんなで環境を守り、 創造するまち【支える仕組み】



環境教育等行動計画

環境保全活動の促進

市民の環境保全活動の促進

事業者の環境保全活動の促進

環境教育の推進

協働による環境保全

各主体との協働

各主体間との連携

関係機関との連携

いわき市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
[第6次循環型オフィスづくり行動計画]

市の率直的な活動の実施

事務事業に伴う環境への負荷への低減

(1) 環境保全活動の促進

現状と課題

○ 私たちは、自らの日常生活が環境に負荷を与えていることを認識し、環境負荷の低減や良好な環境の保全に努めていかなければなりません。特に、廃棄物・リサイクルの問題などのように、個人の行動が環境負荷の低減に直接結び付く分野においては、個人の主体的な取組が期待されています。また、自らの環境とのかかわりについての理解を深め、常に自己の行動へ環境配慮を織り込み、環境をより良いものにしていくための取組を積極的に進めることが必要です。

○ 事業者は、自らの事業活動が環境に与える影響を十分に認識し、公害防止をはじめ、廃棄物の減量や適正処理、資源・エネルギーの効率的利用など、その事業活動に伴う環境への負荷を減らし、地域と共生する形で事業を実施するための適切な環境管理の仕組みを積極的に導入することが求められ、また、環境保全のための新たな技術開発や消費や廃棄の段階まで視野に入れた環境に配慮した製品の設計など、環境への負荷の低減に大きく貢献する役割が期待されます。さらに、事業所用地の緑化をはじめ、地域における美化活動への参加など、地域社会の一構成員としての取組を積極的に進めていく役割も期待されます。

○ 平成22年に「生物多様性条約第10回締約国会議（CBC-COP10）」で採択された「愛知目標（戦略計画2011-2020）」や、平成27年に「国連持続可能な開発サミット」で採択された「アジェンダ2030」をきっかけに、愛知目標やSDGsで示された社会課題をビジネスチャンスと捉え、経営戦略に組込もうとする動きが見られます。

事業者が生物多様性やSDGsに関する取組を積極的に進めることで、環境保全への寄与や新たな消費や投資などにもつながることから、環境と経済の好循環の促進が期待されます。

○ 市民及び事業者は、市環境基本条例に定める「市民の責務」、「事業者の責務」にのっとり、第3章各節に掲げる「市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）」などに、自主的かつ積極的に取り組むことが期待されます。

○ 市では、環境情報の受発信強化や環境教育・環境学習の推進を図るなど、市民一人ひとりや事業者の環境に対する関心と理解を深め、意欲を具体的な行動につなげる支援を行います。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和元年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
ISO14001※・エコアクション21※ 認証取得事業所数	86	110	件
出前講座受講者数（注）	1,587	5,000	人

（注）各年度における累計値

1 施策の展開

2 ① 市民の環境保全活動の促進

施策の例・方向性	担当課
・「市役所出前講座事業※」により、さまざまな環境問題や市の取組や対応などの情報を紹介	[環境企画課]など
・「環境ラベル※」を活用した環境にやさしい製品・サービスの選択を促進する情報を提供	[環境企画課]など
・「環境まちづくり推進基金※」を活用し、市民団体などの主体的な環境保全活動を支援	[環境企画課]など
・市民活動団体間の連携・交流促進を図る「市民活動ガイド」による情報提供	[地域振興課]
・NPO法人の活動基盤の整備及び環境にやさしいまちづくりを担う人材育成などに対する支援	[環境企画課] [地域振興課]
・自然環境資源等の発掘や地域住民への普及啓発などを目的としたイベントを実施	[環境企画課]など

4 ② 事業者の環境保全活動の促進

施策の例・方向性	担当課
・事業者等が実施する環境保全活動や自然観察会等への支援	[環境企画課]
・環境と経済の調和融合を図るため、環境産業※を育成・支援	[産業創出課]
・産学官民連携による、地域の風土に見合った循環型社会形成に向けた取組を支援	[環境企画課] [産業創出課]
・スマートグリッド※や次世代電池などの環境・エネルギー分野の新技术の開発や導入など、新産業創出に向けた取組支援	[環境企画課] [産業創出課]
・環境マネジメントシステムの構築や「グリーン購入※」など環境にやさしい事業活動を促進	[環境企画課]
・さまざまな環境情報及びそれに対する市の取組について、積極的かつ分かりやすい情報の提供に努める。	[環境企画課] [ごみ減量推進課] など

6 ③ 環境教育の推進

施策の例・方向性	担当課
・教育機関との連携を強化し、環境教育・環境学習の積極的な展開の推進	[環境企画課] [学校教育課]など
・「こどもエコクラブ※」、「星空観察会※」、「自然観察会※」、「せせらぎスクール※」等の普及を図り、体験型環境学習の機会拡大	[環境企画課]

(2) 協働による環境保全

現状と課題

- 本市においては、市民、事業者及び市民団体が身近な単位で結集し、市内各地の美化清掃活動を一斉に行う「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動※」が、昭和57年度以降毎年欠かさず実施されています。総ぐるみ運動は、春と秋のわずかな期間で、毎年、延べ約2千団体強、約20万人が参加する他地域に誇るべき協働の仕組みとして根付いています。また、事業者による環境産業※への参入や環境保全に関する社会貢献活動、民間団体によるリサイクル活動や森林整備、大学による環境人材の養成や地域住民に対する普及啓発など、さまざまな主体による環境保全活動が活発になってきており、協働による取組を進めていくための下地が形成されています。
- 昨今の環境問題は、生活様式や社会経済活動が大きな原因となっていることや、地球温暖化などへの対応だけではなく生物多様性の保全といった新たな課題への対応が求められるなど、多様化・複雑化しています。市民、事業者及び市の各主体が、地域における環境保全活動への積極的な参加をはじめ、適正な役割分担のもと、お互いの得意分野で力を発揮し、また他の主体にはできない役割を理解し、協働で環境問題の解決に取り組むことが必要です。
- 各主体との連携を密にし、地域における主体的な取組を把握し、つなぐことによって、それぞれの取組の充実とより多くの市民の参加と協力を促し、自発的な環境保全活動の輪をさらに広げる取組が必要です。
- 市民、事業者及び市が、相互に協力し合い、人と自然とが健全に共生できるまちづくりを推進するため、市民団体や教育機関等と連携し、まちづくりの担い手の育成のため、環境アドバイザーの派遣などを通じた環境学習等の充実やまちづくり実践者の活動支援に取り組む必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和元年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
環境アドバイザー派遣事業の受講者数(注)	14,808	20,000	人

(注)各年度における累計値

1 施策の展開

2 ① 各主体との協働

施策の例・方向性	担当課
・「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動※」による地域の美化活動を継続して実施	[ごみ減量推進課] など
・啓発イベントなどの開催においては、企画段階から事業者、市民団体及び教育機関などとの連携を図るとともに、各主体の人材や経験などを活用	[環境企画課]など
・クリーンピー応援隊※、不法投棄監視員※、不法投棄監視サポーターと連携し、地域と一丸となったまちの美化及び不法投棄の防止を図る。	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課] など
・市環境基本計画等の進捗状況や環境測定の結果などを公表	[環境企画課] [ごみ減量推進課]

4 ② 各主体間の連携

施策の例・方向性	担当課
・国及び県の制度、事業者及び市民団体の取組などの情報収集に努め、環境活動及び環境情報のネットワーク化を図る。	[環境企画課] [ごみ減量推進課] など
・環境の日（6月5日）または環境月間（6月）等に合わせ、環境保全についての関心と理解を深め、環境保全活動を行う意欲を高めるための普及啓発を実施	[環境企画課] [ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]
・篤志家と環境保全活動の担い手をつなぐ仕組みとして「環境まちづくり推進基金※」を運用	[環境企画課]
・市民団体及び教育機関等との連携を図り、人と自然とが健全に共生できるまちづくりの担い手を育成	[環境企画課] [学校教育課]など
・環境教育・環境学習に携わる指導者、市民団体、教育機関等の交流の場を設けるなど、人材のネットワーク化を図り、市内で行われている環境保全活動とのマッチングを図る。	[環境企画課]

6 ③ 関係機関との連携

施策の例・方向性	担当課
・気候変動、大気汚染及び水質汚濁など広域的な対応が必要な環境問題については、国、県、周辺市町村及びその他関係機関と連携して取り組む。	[環境企画課]
・環境問題への対応や事業展開においては、地球温暖化防止活動推進センターなど、各分野における専門機関・専門職との連携や活用を図る。	[全部局]

(3) 市の率直的な活動の実施

現状と課題

市は、他の主体の自主的かつ積極的な取組を促していくため、自らが事業者・消費者として率先した環境配慮に努めます。

「環境に配慮する」ということは、「環境に配慮しない」場合に比べ、一般的にコストが高くなる傾向にありますが、一時的な経済コストの比較だけでなく、長期的な視野に立った環境保全効果、環境リスク及び経済コストを適切に評価するなど、環境価値の追求を優先し、市以和貴まちづくり基本条例」に掲げる「市民と市の共創によるまちづくり」、「市環境基本条例」に掲げる「健全で恵み豊かな環境の確保と将来世代への継承」を目指します。

また、「市環境基本条例」では、「あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない」とも規定しています。「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」の実現に向け、市のすべての部署が、「環境優先」・「環境管理」の考え方に沿って、施策や事務事業を主体的に展開していきます。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和元年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
市本庁舎等におけるエネルギー使用量の原単位	24.13	21.48	kl/m ²
再生可能エネルギー率先導入件数	121	増加を目指す	件

施策の展開

① 事務事業に伴う環境への負荷の低減

施策の例・方向性	担当課
・電気・ガスなどのエネルギー及び事務用品等の使用量の削減、節水、適正な室温管理、クールビズ※・ウォームビズ※及び緑のカーテン※の実施などにより、エネルギー消費を抑制	[環境企画課] [各施設所管課]
・公用車のエコドライブ※、職員のノーマイカー通勤※を推進	[施設マネジメント課] [都市計画課]
・物品調達において、グリーン購入※を推進	[環境企画課]
・市有施設から排出される廃棄物について、排出量の継続的な把握と徹底した3R（リデュース・リユース・リサイクル）に努め、庁内ゼロエミッションを継続	[ごみ減量推進課] など
・電気や公用車の購入などに係る契約について、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）※」に基づき、価格に加え、温室効果ガス※などによる環境への負荷についても適切に評価する仕組みについて検討	[環境企画課] [施設マネジメント課] [契約課] [各施設所管課]

第3章「施策（第5節：みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】）」

・ 公共施設の管理等における継続的なエネルギー使用量の把握と抑制	[環境企画課] [各施設所管課]
・ 公共施設への再生可能エネルギー利用機器の導入は、費用対効果などの検証とともに、施設の改修等の機会を捉えながら推進	[環境企画課] [各施設所管課]
・ 公共施設等の整備においては、計画の立案段階から、再生可能エネルギー※及び省エネルギーの設備や環境負荷の少ない工法・資材の採用など、施設のライフサイクルアセスメント※の視点からの環境配慮に努める。	[各施設所管課]
・ 公用車に低公害車※を導入	[施設マネジメント課]
・ 地域情報化の推進においては、ICT（情報通信技術）機器の省エネ化に取り組む。	[情報政策課]
・ 地域における生物多様性の確保・保全を目的とした公共施設の緑化、緑のカーテンやビオトープの設置など	[各施設所管課]
・ 一般廃棄物※や行政から排出される廃棄物（汚泥や生ごみなど）について、環境産業※を行う事業者などへの委託を検討	[ごみ減量推進課] [各施設所管課]
・ 電力使用や紙（コピー用紙）の使用、ごみの排出などに対する環境配慮を庁内掲示などにより意識啓発	[環境企画課]
・ 再生可能エネルギー利用機器や省エネルギー設備の導入に関する国及び県等の支援策を情報提供	[環境企画課]など
・ 職員への生物多様性の普及啓発を目的とした野生動植物の生息・生育状況等の庁内アンケートなどの実施	[環境企画課]
・ 市の管理地における生態系被害防止外来種の積極的な駆除	[各施設所管課]
・ 環境保全施策の推進においては、国及び県の補助制度を積極的に活用し財源の確保に努める。	[全部局]
・ 環境産業※の育成や農産物の鳥獣被害など、部局間にまたがる環境課題に対しては、各関係部課等の連携を密に対応する。	[全部局]
・ 市環境基本条例の理念に基づき、自然環境への影響や環境保全に配慮して各施策を展開する。	[全部局]
・ 地域の環境保全活動への積極的な参加	[全部局]
・ 市のイベントや会議等における、使い捨てプラスチック製品の購入・使用自粛	[全部局]

1
2
3
4
5
6

いわき市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

< 関連事項 >

[第6次循環型オフィスづくり行動計画]

1 市役所等からの温室効果ガス排出量

参考指標	令和元年度	令和12年度	単位
市役所等から温室効果ガス排出量	算定中	算定中	千t-CO ₂ /年

2 物品やサービスの購入（レンタル・リース含む）における取組

区 分		具体的な取組の内容
電気製品	省エネ型機器等の導入 省電力照明の採用	・ 利用場所や利用形態に応じた適切な能力の機器を選択 ・ 「環境物品等調達方針」に適合したLED照明等の省エネ製品を導入
	リサイクル配慮機器の選択	・ コピー機やプリンターの購入に際しては、使用済みカートリッジの再生利用システムがあり、両面印刷可能なものを選択
公用車	低公害車等の導入	・ 「公用車更新基準」に基づく更新 ・ 原則として、「低公害車導入方針」及び「環境物品等調達方針」に適合する車種を選択
用紙類・事務用品等	必要最低限の購入	・ 在庫管理を徹底し、事務用品・機器等を購入する際は、その必要性を考慮し適切な量を購入する。
	簡易包装の推奨 グリーン購入の推進	・ 商品等の購入においては、簡易包装された商品を選択 ・ 「環境物品等調達方針」に基づく、環境配慮製品調達の徹底
	使い捨て製品の購入自粛	・ 紙皿、紙コップ、ペーパータオル等の購入自粛
その他	再利用・再使用の励行	・ 環境配慮物品の積極的導入 ・ 詰め替え可能商品利用の励行 ・ マイボトル・マイカップ・マイ箸の励行 ・ 再生資源等活用の励行

3 物品やサービスの使用における取組

区 分	具体的な取組の内容
エネルギー (電気・燃料)	照明機器の電力消費節減 ・照明点灯箇所の削減 ・始業前及び昼休み消灯の徹底 ・蛍光灯本数の削減 ・時間外勤務の縮減 ・定時退庁促進日の励行 ・会議室、資料室、更衣室等の不要な照明消灯の徹底
	空調設備の電力・燃料消費削減 ・冷暖房温度の適温管理の徹底 ・クールビズ(さわやか軽装デー)、ウォームビズの実施 ・カーテン、ブラインド等の活用 ・窓、出入り口の開放禁止の徹底
	電気機器の電力消費節減 ・こまめな電源オフの徹底 ・予熱機能、節電・待機モードの活用徹底 ・不用なコピー及びミスコピーの防止によるコピー機使用の抑制 ・軽印刷機の利用
	エレベーター使用の抑制 ・階段使用の励行
	公用車燃料の節減 ・低公害車等の優先的利用 ・相乗りの励行 ・不用物の不積載、走行ルート of 合理化、急発進・急加速しないなど、省エネ運転の徹底 ・アイドリングストップの徹底 ・こまめな点検・整備の徹底 ・公共交通機関、自転車利用、徒歩移動の励行
	電気及び燃料使用量の把握・管理 ・電気、ガス、石油燃料等の使用量把握 ・事業手法の見直し、効率化の徹底
水資源	コピー・印刷の適正化 ・両面印刷・両面コピーの励行 ・軽印刷機の利用 ・不用なコピー、ミスコピーの防止
	節水、水道水の適正利用 ・洗面、食器洗いなどにおける水の流し放しの自粛など、日常的な節水の励行 ・節水コマなど節水機器の活用 ・公用車洗車回数の見直し、バケツ利用など洗車方法見直し
	用紙類使用量の抑制 ・資料・事務手続きの簡素化の検討 ・書類作成部数は最小限とするほか、両面印刷の徹底による資料のスリム化 ・要約版、概要版の活用 ・電子メール、電子掲示板活用によるペーパーレス化の推進
用紙類	用紙類廃棄の抑制 ・使用済み用紙の裏面をFAX用紙・メモ用紙等に活用 ・使用済みポスター、カレンダー等の再利用の励行 ・使用済みの封筒、付箋紙等再使用の励行 ・紙製容器包装等の再使用の励行 ・使い捨て製品の使用自粛
	備品等廃棄の抑制 ・事務機器や電気機器は、修理により長期間使用 ・不要な備品等は、機関相互の所管換えを進め、有効活用を徹底
備品等	

1

4 建築物の建築及び維持管理における取組

区 分		具体的な取組の内容
設計・施工	省エネルギーの推進	・照明、冷暖房効率を考慮した構造、配置の検討 ・複層ガラス、熱反射ガラスの採用 ・より環境負荷の低い燃焼設備の導入
	太陽光等、自然エネルギーの活用	・太陽光、バイオマス、コージェネレーションシステム等、再生可能エネルギー・未利用エネルギーを活用した環境負荷の少ない設備の導入検討 ・自然光に配慮した照明機器の配置
	施設等の節水の推進	・建築物の規模、用途に応じて、雨水利用や排水利用設備の導入を検討 ・水循環設備等、環境負荷の少ない設備の導入 ・感知式洗浄弁、自動水栓導入の検討
	設計監理・施工監理における要請	・工事請負業者に対する、適切な運搬車両台数、運行時間、走行ルートの事前検討及び排出対策型建設機械の導入を要請 ・代替型枠の使用や型枠の反復使用などにより、熱帯材や温帯・北方材の使用抑制に努めるとともに、国産材の使用を促進 ・施設の建築においては、国産材の使用を促進
	空調設備の配慮	・契約時に、廃棄の際の冷媒回収まで含めた見積りの徹底
	建設副産物等の発生抑制	・建設副産物の発生抑制や適正処理の徹底に努めるとともに、利用可能な建設副産物や下水汚泥等の再資源化を行ない、再利用を促進
	再生品等の利用促進	・事業の実施においては、再生品等環境負荷の少ない資材を選択
維持管理	廃棄物等の減量	・廃棄物等の排出量把握 ・組成調査の実施 ・再資源化に取り組む事業者等の活用
	緑化等の推進	・施設等の整備においては、敷地や建物等の緑化に配慮 ・公共工事の実施においては、自然環境に与える影響を最小限に抑制 ・現場周辺の環境への配慮
	水利用の合理化	・水漏れ点検の徹底 ・使用量の把握・管理
	雨水利用の促進	・雨水利用、排水利用設備の維持管理適正化 ・透水性舗装、浸透枳の設置
	省エネルギー対策	・エネルギー効率診断等実施の検討 ・未利用エネルギー活用の検討
	再生品等の利用促進	・事業の実施においては、再生品等環境負荷の少ない資材を選択

2

3

5 やむを得ず廃棄する場合における取組

区 分		具体的な取組の内容
発生の抑制	リサイクルの徹底	・使用済みコピー用紙、新聞紙、雑誌、紙製容器包装等古紙類の分別を徹底 ・缶、ペットボトル、ビン、容器包装プラスチック等、資源化可能な不用物の分別を徹底 ・ペーパーシュレッダーの使用抑制
	減量・減容化等	・生ごみ処理機等の活用 ・廃棄物等の排出量把握 ・組成調査の実施 ・再資源化に取り組む事業者等の活用

1 いわき市環境基本計画（第三次）と SDGs の関連性

SDGs は、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、将来にわたって持続的な発展ができるよう、環境・社会・経済の三つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。

本計画の施策によって、SDGs の 12 個の目標達成に貢献することができます。

基本目標 1 : 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】

関連性の高い SDGs					
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	15 陸の豊かさも 守ろう

基本目標 2 : 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】

関連性の高い SDGs					
2 飢餓を ゼロに	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	14 海の豊かさを 守ろう

基本目標 3 : 生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】

関連性の高い SDGs					
6 安全な水とトイレ を世界中に	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	

基本目標 4 : 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】

関連性の高い SDGs					
3 すべての人に 健康と福祉を	6 安全な水とトイレ を世界中に	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	15 陸の豊かさも 守ろう

基本目標 5 : みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】

関連性の高い SDGs					
4 質の高い教育を みんなに	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 目標を達成しよう			

第4章 計画の推進

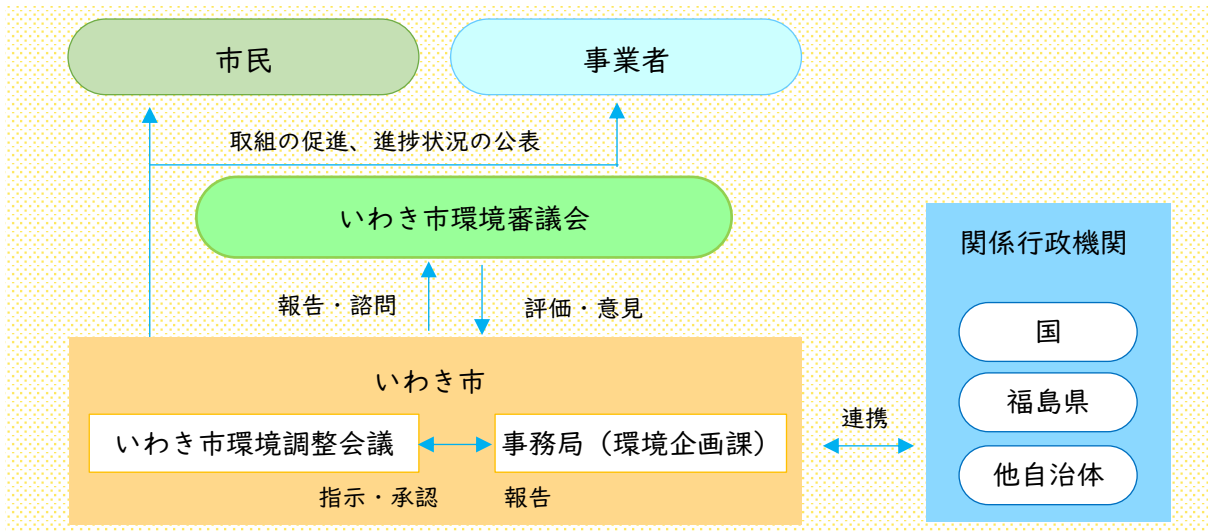
第1節 目標達成の手法

第2節 環境指標による点検・公表

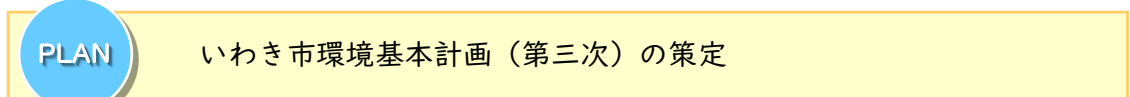
第3節 計画の見直し

1 第1節 目標達成の手法

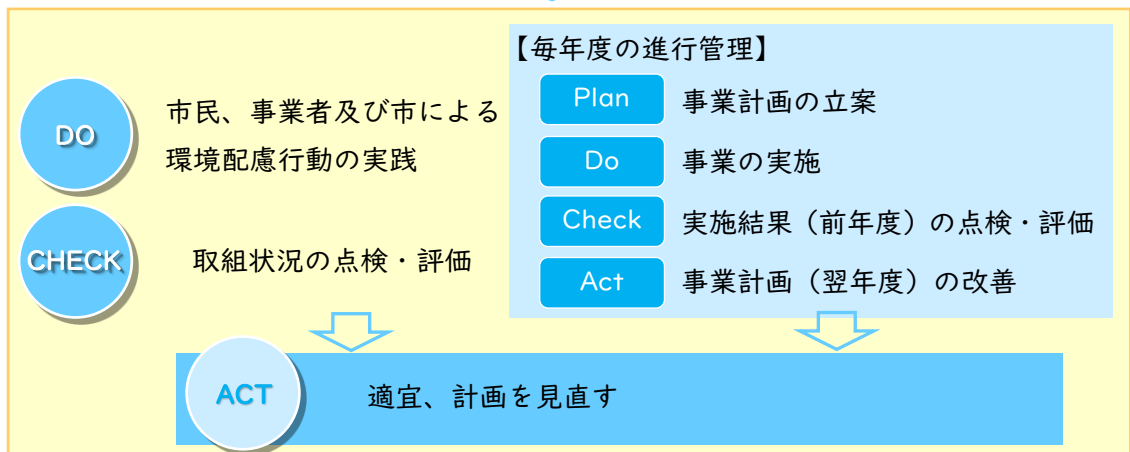
2 計画の実効性を確保し、施策の継続的な改善を図っていくため、環境マネジメント
 3 システムの考えを取り入れ、「市環境審議会」及び「市環境調整会議」の二つの組織
 4 を軸として、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、施策の継続的な改善を図り
 5 ます。主に、市環境審議会が Check 機能を、市環境調整会議が Action 機能を担い
 6 ます。



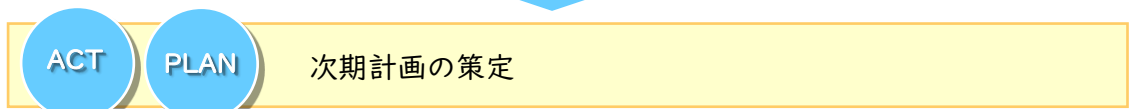
2020 年度



2021 年度～2030 年度



2030 年度（予定）



第2節 環境指標による点検・公表

基本目標の達成に向けた施策の取組状況や、施策を実施することによって生み出される成果を「環境指標」として、その点検・評価を実施します。

環境指標は、明確な点検・評価を行うため、できる限り定量的かつ継続的に把握できるデータを用います。

また、透明性のある点検・評価を行うため、施策の取組状況については、毎年、報告書にとりまとめ、公表します。

第3節 計画の見直し

計画期間である 2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度の間には、環境の状況、社会経済情勢、科学的技術の進歩及び科学的知見の集積、さらには、基本目標の達成度合いや環境指標の状況などを踏まえ、適宜、計画の見直しを図ります。

加えて、現在、国が検討を進めている「脱炭素社会の実現」に向けた取組については、今後の国や福島県での動向等を踏まえ、必要な対応を進めます。

市環境審議会

環境審議会は、環境基本法第 44 条及び市環境基本条例第 23 条に基づき設置され、学識経験者や、市民、民間団体及び事業者の代表等で構成する組織で、計画の策定及び見直しについて、市長の諮問に応じ、公正かつ専門的な立場から審議し、答申を行うとともに、計画に基づく施策の進捗状況や目標の達成状況などに対し意見を述べるなど、環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行います。

PDCA サイクルによる進行管理上では、特に Check（点検・評価）機能を有します。

1

2

市環境調整会議

環境調整会議は、本会議設置要綱に基づき設置され、副市長（生活環境部担任）を委員長、副市長（生活環境部担任以外）を副委員長とし、特定政策推進監、教育部長、消防長、水道局長、医療センター事務局長及び部等の長で構成する庁内組織で、計画に基づく施策や事業の実施と推進方策のあり方、計画の進捗状況の把握と年次報告書の作成など、市の環境政策に関する推進事項について全庁的な総合調整を行います。

PDCA サイクルによる進行管理上では、特に Action（対策の検討・見直し）機能を有します。

市環境調整会議幹事会

幹事会は、環境調整会議設置要綱に基づき、課等の長で構成され、生活環境部長を議長とする庁内組織で、計画の推進に必要な具体的な事項についての庁内調整を行うなど、環境調整会議の所掌する事務全般に関する庁内の連絡調整機能等の充実に図ります。

市環境調整会議研究会

研究会は、環境調整会議設置要綱に基づき、委員長が指名する原則係長職以下の職員で構成され、環境企画課長を議長とする庁内組織で、計画の推進に必要な具体的な事項についての資料の収集や先進事例等の調査を行うなど、幹事会の所掌する事務について詳細な研究を行います。

3

4

環 境 指 標 一 覧

基本目標	基本施策	No.	環境指標	基準値 (R1)	目標値 (R12)	単位	備考
【低炭素】 気候変動を抑え、 備えるまち	次世代エネルギー 社会の構築	1	太陽光発電導入量	24,035	37,000	kW	累計値
		2	化石エネルギー消費削減量（原油換算時）	18,801	22,290	kl	累計値
	徹底した 省エネルギーの推進	3	家庭から排出される市民一人あたりの 温室効果ガス排出量	2.01	1.22	t-CO2/年	基準値はH25
		4	自家用車利用に伴う温室効果ガス排出量	389.4	389.4	千t-CO2/年	基準値はH25
	気候変動への対応	5	熱中症搬送患者数	207	減少を目指す	人/年	基準値は 直近5か年の平均
		6	多面的機能支払交付金対象面積	2,542	算定中	ha/年	
		7	防災訓練参加者数	5,599	20,000	人/年	
【資源循環】 地域内で有効に 資源が循環する まち	ごみ減量の更なる 推進と循環型社会の 確立	8	一人一日当たりのごみ排出量	1,016	算定中	g/人・日	
		9	リサイクル率	22.4	22.0	%	
		10	食品ロス発生量	6,320	4,800	t/年	基準値はH29
	廃棄物の適正処理	11	産業廃棄物排出量	3,310	3,294	千t/年	基準値はH30
		12	産業廃棄物減量化・再生利用率	96.0	96.0	%	基準値はH30
	まちの美化と 不法投棄の防止	13	クリーンビー応援隊参加者数	5,689	6,200	人/年	
		14	不法投棄監視サポーター登録者数	1,156	1,900	人/年	
【自然共生】 生き物の多様性を 守り、 自然の恵みを受け て暮らすまち	生物多様性への 理解の促進	15	野生動植物等調査参加者数	2,549	7,000	人	累計値
		16	自然体験型イベントの開催数	31	50	回/年	
	生物多様性の確保	17	中山間地域等直接支払交付金対象面積	1,200	算定中	ha/年	
		18	緑地協定面積	197.28	算定中	ha/年	
		19	保存樹林面積	6.02	算定中	ha/年	
		20	イノシシの推定生息数	13,352	7,689	頭/年	
	自然とのふれあいの 機会の創出	21	森林ボランティア活動等参加者数	767	1,000	人/年	
		22	造林事業実施面積	16,388.94	21,093.30	ha	累計値
【快適生活】 快適な暮らしを 実現するまち	大気・水等の保全	23	大気環境基準達成率	87.3	100.0	%	
		24	水質（河川）環境基準達成率	100.0	100.0	%	
		25	污水处理人口普及率	86.4	95.2	%	
	自然災害への対応	再掲	熱中症搬送患者数	207	減少を目指す	人/年	基準値は 直近5か年の平均
		再掲	多面的機能支払交付金対象面積	2,542	算定中	ha/年	
		再掲	防災訓練参加者数	5,599	20,000	人/年	
【創造】 みんなで まちを よくする 活動	環境保全活動の促進	26	ISO14001・エコアクション21認証取得 事業所数	86	110	件/年	
		27	出前講座参加者数	1,587	5,000	人	累計値
	協働による環境保全	28	環境アドバイザー派遣事業の受講者数	14,808	20,000	人	累計値
	市の率先的な 活動の実施	29	市本庁舎等におけるエネルギー使用量の 原単位	24.13	21.48	kl/m ²	
		30	再生可能エネルギー率先導入件数	121	増加を目指す	件	累計値
参考指標		参1	市内全体からの温室効果ガス排出量	4,900	3,820	千t-CO2/年	基準値はH25
		参2	市役所等からの温室効果ガス排出量	算定中	算定中	千t-CO2/年	